

平成28年第4回伊仙町議会臨時会

第 1 日

平成28年10月20日

平成28年第4回伊仙町議会臨時会議事日程（第1号）

平成28年10月20日（木曜日） 午後3時37分開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 議案第72号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第4 議案第73号 平成28年度伊仙町堆肥センター大型ダンプ車購入契約（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第5 議案第74号 平成28年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（1工区）請負契約（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第6 議案第75号 平成28年度東部地区簡易水道事業水道管布設替工事（配水池）（1工区）請負契約（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第7 議案第76号 阿三定住促進住宅建設設計施工公募型プロポーザル事業契約（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第8 議案第77号 阿権定住促進住宅建設設計施工公募型プロポーザル事業契約（提案理由説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	稲隆仁君
総務課長	池田俊博君	未来創生課長	久保等君
税務課長	當吉郎君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	澤佐和子君	経済課長	元田健視君
建設課長	仲武美君	耕地課長	上木正人君
きゅらまち観光課長	佐藤光利君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	樺山明博君	教育長	直章一郎君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	水本斉君	ほーらい館長	中熊俊也君
選挙管理委員会書記長	鎌田重博君	総務課長補佐	田島輝久君

△開 会（開議） 午後 3時37分

○議長（琉 理人君）

ただいまから平成28年第4回伊仙町議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（琉 理人君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、永田 誠君、福留達也君、予備署名議員を前 徹志君、明石秀雄君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（琉 理人君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日10月20日の1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日10月20日、1日間と決定いたしました。なお、会期日程につきましては、お配りしております日程表のとおりであります。

△ 日程第3 議案第72号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）

○議長（琉 理人君）

日程第3 議案第72号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第72号は、平成28年度伊仙町一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（池田俊博君）

議案第72号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。既定の歳入歳出予算の総額55億4,182万円に歳入歳出それぞれ122万

5,000円を増額し、歳入歳出の総額を55億4,304万5,000円とするものであります。

予算書3ページをお開きください。歳入歳出補正予算書、予算事項別明細書からご説明いたします。

まず、歳入で9款地方交付税、補正前の額29億9,126万7,000円に122万5,000円を増額し、29億9,249万2,000円とするものであります。

歳出についてご説明いたします。予算書は4ページでございます。

2款総務費、補正前の額7億4,688万4,000円に122万5,000円を増額し、7億4,810万9,000円でございます。

主な理由として、予算書の6ページをお開きください。

2款1項1目19節負担金補助及び交付金において、全日本少年秋季軟式野球九州大会出場に伴う補助金122万5,000円の予算計上によるものであります。

以上、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第72号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第72号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について質疑をいたします。

歳出の6ページ、総務費の5節19の負担金補助及び交付金、金額の122万5,000円。説明では、全日本少年秋季軟式野球九州大会出場補助金とありますけれども、少年とありますけれども、中学生なのか小学生なのか、また、何人分かお尋ねをいたします。

○総務課長（池田俊博君）

この負担金補助について、少しご説明をいたします。

これは、伊仙町の中学校の野球部員でございます。野球部員全員が13名、面縄中学校をメインとしていまして、そこに伊仙中学校から1人、犬田布中学校から1人参加して伊仙合同野球チームということで活動しております。

この野球部が8月の27日、28日に県立鴨池球場で、県大会のほうで優勝いたしました。そこで、11月の19日と20日に佐賀県で開催されます九州大会のほうへ出場することとなりました。

これまで、7月の県の中体連の総体とか、あと8月の沖永良部での南三島大会、さらには、鹿児島県大会のほうと遠征のほうが数多く続いておりまして、父兄のほうにご負担を強いているところでありましたので、このように計上させていただきました。

よろしく願いいたします。

○14番（美島盛秀君）

この予算につきましては、非常にすばらしい結果じゃないかなと認識をいたしております。中学校13名、犬田布、伊仙、面縄合同チームということで、人数が少ない中で県で優勝して九州大会に行けると、すばらしい成績じゃないかと思っております。

先ほど行われました高校野球の秋季大会でも、奄美出身の投手、選手が大活躍したということ等もありますし、また、今後こういう子供たちの技術を伸ばす上でも素晴らしいことだと思います。

そこで、今後もこの野球だけでなく他のスポーツにおいても、優秀な選手あるいはバレーとか卓球とかいろいろな選手等が出た場合に、その都度こういう予算を計上する考えがあるのかお尋ねをいたします。

○総務課長（池田俊博君）

このような予算措置等に関しましては、過去何回か見受けられたことがあります。また、教育委員会の社会教育課のスポーツ少年団体育会とか中体連関係とかそういうところとの関連性も考えながら、そこででき得る限りの補助があれば、そこでしながら、また、特にこれは必要だと思われるものに関しましては、また、予算措置等、皆様からの協力を得ながらやっていきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ今後、こういうスポーツの面において優秀な成績をおさめた子供たちを今後も伸ばせるように、そういう予算等も考えていただきたいと、また、その他に私が聞いたのは、面縄出身のほうで、2020年のオリンピックの強化選手として卓球の選手がいるそうです。月に5万ずつお金を、その卓球連盟、国からもらって強化合宿等、出張等に練習等に励んでいるということ等も聞いております。

こういう島にいる子供たちに、こういう頑張っているということを理解してできるような合同の練習試合とか合宿とか、こういうことにもぜひ力を注いでいただきたいと、卓球がたまたまそういう6年生と聞いておりますけれども、いると、他にも陸上あるいはバレー、いろんな競技があるわけですので、特に空手等で徳之島は優秀な生徒が多いわけですので、今後そういうところにも予算化をして力を入れて健全なスポーツで健全な青少年育成に努めていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（琉理人君）

他に。

○10番（樺山一君）

平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。

今の美島議員質問でもありましたが、122万5,000円、全日本少年秋季軟式野球九州大会の出場助成補助金として含まれていますけれども、この、今までこういう全国大会そして九州大会、県大会、出場しているわけですが、そういう金額的な規定等は設けてありますか、お尋ねします。

○総務課長（池田俊博君）

現在の段階では、1人当たり幾らとかいう金額的な設定はしてはおりません。今回に関しましては、申請者のほうから旅行代金の見積書ということで添付してございまして、その中で1人当たり、費用で6万円程度かかるということで、その15名分ということです。13名が選手、2名が引率の監督とコーチということです。

○10番（樺山 一君）

ぜひ、やっぱり規定を設けて、そうしないとこの九州大会を出場すれば、1勝すれば全国大会という話もあります。それでもやはり見積もりどおりに補助をするのか、そういうふうな前向きな考えをしているのかどうか、そしてまた、規定をつくって、九州大会では幾ら、そして県大会では幾らとか、そういうふうな、やっぱり、そういう規定をつくらないと、この補正予算全体的に見れば、地方交付税が122万5,000円おりてきたからそれを全部組んだのか、その122万5,000円どうしても寄附したいから地方交付税を増額したのか、増額予算にしたのか疑われるような予算書ですので、ぜひ規定を組んで進めていただきたいと思います、どうですか。

○総務課長（池田俊博君）

中体連とかそういうところは少し、また、社会教育課とも教育委員会とも協議をしながら、そういう規定と、県大会出場、九州大会出場とか全国大会出場に関しての規定等また、これからできるように体制をつくっていきたいと思っています。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○6番（永田 誠君）

先ほどの樺山議員の続きですが、全国大会となればこれの倍、恐らくかかるとは思いますが、そのときのお考えはどうでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

樺山議員にもお話ししたとおり、今後そういうすばらしいことがありました場合には、また、協議しながらできる限りの措置は講じてまいりたいと思っております。

また、高校生が全国大会とか行かれるときには、全体的として寄附金の募集とかそういうこともやっておりますので、そこら辺の兼ね合いもしながら、あとその全国大会の場所等もしながら、また、これから決定していきたいと思っております。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第72号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第72号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）については、可決することに決定しました。

△ 日程第4 議案第73号 平成28年度伊仙町堆肥センター大型ダンプ車購入契約について

○議長（琉 理人君）

日程第4 議案第73号、平成28年度伊仙町堆肥センター大型ダンプ車購入契約について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第73号は、平成28年度伊仙町堆肥センター大型ダンプ車の購入契約をいたしたく地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべく契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき提案してあります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があればこれを許します。

○経済課長（元田健視君）

議案第73号、平成28年度伊仙町堆肥センター大型ダンプ車購入契約について補足説明をいたします。

平成28年度伊仙町堆肥センター大型ダンプ車購入契約を次のとおり締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付するべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内訳としまして、物品購入、平成28年度伊仙町ダンプ車購入、納入場所として大島郡伊仙町伊仙1842番地、購入契約額1,382万4,000円、契約相手方、鹿児島県大島郡伊仙町糸木名1068番地、有限会社郷野自動車販売、代表取締役 郷野房男。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第73号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

この堆肥センターの使用目的、民間委託してあるわけですが、その堆肥センターにある備品の使用目的について1,382万4,000円という高いお金を出して、予算を出して買うわけですが、その規約等の中に委託した人はそれを自由に使えるのかどうか、対社外に使えるのかどうかお尋ねをいたし

ます。

○経済課長（元田健視君）

契約等にはそういう分はうたってありませんが、基本的に堆肥センターで使用するということで、堆肥の運搬等を目的とするものと思っております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

委託契約の書類をまだ見てない、長くなりますので見ていませんが、そういう規約等があるかどうか調べて、きちんと規約の中にうたって、大事な備品でありますので、他の無理に使って故障等を出して、また、修理をするとかいうようなこと等にならないように大事に使うような方向で指導をしていただきたいと思います。

それと、これ1,382万4,000円、お金を払うわけですが、以前に使い込みがあって、そういう使い込みはそういう備品を購入するとか、あるいは補修をするとかということでありましたが、その使い込みのお金がまだ、2年ほど前からか支払われていないということ等もありますので、ぜひこういう備品等にはそういう無駄遣いなど、あるいは徴収すべきもの、そういう金を充てて、一般財源から出せるようなこと等は余り、無駄な経費でありますので、今後、財政面を考慮しながら予算化していただきたいと思います。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

○経済課長（元田健視君）

美島議員の質問にお答えします。

使い込みというかそういった金額、今、残高が49万ほどあります。この部分に関しまして、堆肥センターの修理、家屋の修理等、一応、使っているということです。

今回もまた、その中から堆肥散布車等の大分修理が出てきておりますので、その分に使っていきたいと、今、考えているところでございます。

以上です。

○議長（琉理人君）

よろしいですね。他に質疑ございませんか。

○8番（前徹志君）

新車の導入ですが、増車なのか入れ替えなのか、結局、1台ありますよね。あれをもう廃棄するのかどうか。

○経済課長（元田健視君）

既存の分が8t車、10t車、2台あります。そのうちで一応、8t車がもう大分古くなって、年数は10t車よりは新しわけですが、大分もう故障が多すぎてという形で入れ替えという形になります。

以上です。

○8番（前 徹志君）

8 t車を入れ替えということですが、この8 t車はどうするのか、もう廃棄ですか。

○経済課長（元田健視君）

廃棄を予定しております。

○8番（前 徹志君）

この8 t車、これ貿易に出せば、少しは廃棄、島で捨てるよりは貿易に出せばちょっとは足しになると思うので、そのような考えをしていただきたいと思います。

そして、この今、散布車とか10 tダンプ、8 tダンプの修理代は結局、町のほうで持っているのでしょうか、そこら辺のところ。

○経済課長（元田健視君）

大がかりな修理等に関しては町で、細かな修理等に関しては、本人たちが細かく修理など、一応やっております。

以上です。

○8番（前 徹志君）

堆肥センターで修理できる分は自分たちでして、修理工場に出せば、町のほうが出しているということですね。

○経済課長（元田健視君）

一応、修理に出している分に関しても細かな分に関しては、本人たちがやっております。

今回、10 t車が、この前の補正予算でも上げたとおりに、オーバーフローとかそういった形になってしまうと大分経費がかかりますので、その分は町のほうでしているところがございます。

以上です。

○8番（前 徹志君）

結局、修理代が大分かかっているということですが、修理のほうも要するにちゃんとした修理を1回ですればいいんですけど、私が見た感じ、大分修理代がかかっていると思いますが、10 tダンプは1台古いのがまたありますけど、あれももう修理ばかりじゃないかなと思いますが、堆肥センターのほうではどう言っているのでしょうか、その車に対して。ダンプに対して。

○経済課長（元田健視君）

10 tダンプに関しては、まだ、使えるということで、まだ、足回りは丈夫だということで、修理をしながら使っているという状態になります。

○8番（前 徹志君）

せっかくの備品ですから、大事に使うようお願いをいたします。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第73号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第73号、平成28年度伊仙町堆肥センター大型ダンプ車購入契約を採決します。

お諮りします。本件は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号、平成28年度伊仙町堆肥センター大型ダンプ車購入契約については、可決することに決定しました。

△ 日程第5 議案第74号 平成28年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事
(1工区) 請負契約

△ 日程第6 議案第75号 平成28年度東部地区簡易水道事業水道管布設替工事(配水池)
(1工区) 請負契約

○議長（琉 理人君）

日程第5 議案第74号、平成28年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（1工区）請負契約、日程第6 議案第75号、平成28年度東部地区簡易水道事業水道管布設替工事（配水池）（1工区）請負契約についての2件を議題とします。

一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第74号及び議案第75号は、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべく契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、平成28年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（1工区）、平成28年度東部地区簡易水道事業水道管布設替工事（配水池）（1工区）の請負契約について提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があればこれを許します。

○水道課長（喜 昭也君）

議案第74号について補足説明をいたします。

工事名、平成28年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（1工区）、工事場所、大島郡伊仙町面縄地内、請負契約額1億260万円、契約相手方、福岡県福岡市中央区天神3丁目10番20号、水道機工株式会社九州支店支店長 鷹栖 茂幸氏と契約を結ぶものでございます。

主な内容といたしましては、活性炭ろ過機が1基、急速ろ過機が2基、また、沈殿池の攪拌機の設置工事が主でございます。

続きまして、議案第75号について補足説明をいたします。

工事名、平成28年度東部地区簡易水道事業水道管布設替工事（配水池）（1工区）、工事場所、大島郡伊仙町面縄地内、請負契約額6,739万2,000円、契約相手方、鹿児島県大島郡伊仙町伊仙1064番地5、株式会社文元建設代表取締役 文元敏博氏と契約を結ぶものでございます。

内容といたしましては、300tほどのステンレスのタンクの設置が主でございます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（琉 理人君）

議案第74号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第74号、平成28年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（1工区）請負契約についてお尋ねいたします。

この契約相手方が福岡になって、町外また、県外になっているわけですが、こういう技術的な業者が島にいないとは思いますが、実際にこういう大きな1億を超える予算でありますので、地元業者とのベンチャーあるいはなるべく町内業者にということ等を提案したいわけですが、地元でこういう業者は、受注できる業者いないのかどうか、資格のある業者等はいないのかどうかをお尋ねします。

○水道課長（喜 昭也君）

この工事に対しましては、美島議員が言われるように本年度で工事を完成することが条件となっており、技術的にも特殊な技術を持っている水処理メーカーへ直接の発注でございまして、前回と同じ業者で指名委員会で選定をしているところでございます。

島には、なかなか難しいということでございます。また、工事施工後のメンテナンスのことを考えると有利ではないかなという判断でございます。

○14番（美島盛秀君）

せっかくの町民の税金でありますので、少しでも地元で費用対効果があるような事業発注、そういうようなことも今後、考えて、研究されて、こういう事業所を研修させるとか勉強させるとかいうふうな指導をしていただきたいと思います。

それと、この74号それから、75号、これ両方とも1工区になっていますが、これは同じ場所に取りつけて、同じ場所で工事をするということですか。

○水道課長（喜 昭也君）

東部浄水場設備整備事業（1工区）は、この間視察に行かれましたあの場所でございます。

それと、もう一個の配水池っていうのは、第1工区はションマイカ大橋の手前の高台にそのタンクをつくるということでございます。すぐ近くっていうか、ションマイカ大橋の手前のほうの高台にタンクをつくっている工事でございます。

○14番（美島盛秀君）

その事業は一つで同じ1工区、1工区あるということは、2工区もあるというふうに受け取れますが、同じ1工区内でやるということですね。セットされた、その1工区内のセットされた事業であるということですね。はい、わかりました。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第74号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号、平成28年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（1工区）請負契約を採決します。

お諮りします。本件は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号、平成28年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（1工区）請負契約については、可決することに決定しました。

議案第75号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第75号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第75号、平成28年度東部地区簡易水道事業水道管布設替工事（配水池）（1工区）

請負契約を採決します。

お諮りします。本件は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号、平成28年度東部地区簡易水道事業水道管布設替工事（配水池）（1工区）請負契約については、可決することに決定しました。

△ 日程第7 議案第76号 阿三定住促進住宅建設設計施工公募型プロポーザル事業契約

△ 日程第8 議案第77号 阿権定住促進住宅建設設計施工公募型プロポーザル事業契約

○議長（琉 理人君）

日程第7 議案第76号、阿三定住促進住宅建設設計施工公募型プロポーザル事業契約、日程第8 議案第77号、阿権定住促進住宅建設設計施工公募型プロポーザル事業契約についての2件を議題とします。

一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第76号及び議案第77号は、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、阿三定住促進住宅建設設計施工公募型プロポーザル事業及び阿権定住促進住宅建設設計施工公募型プロポーザル事業の契約締結について提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があればこれを許します。

○建設課長（仲 武美君）

それでは、議案第76号の補足説明をいたします。

工事名、阿三定住促進住宅建設設計施工公募型プロポーザル事業、工事場所、大島郡伊仙町阿三地内、請負契約額1億8,915万1,200円、契約相手方、鹿児島県鹿児島市与次郎1丁目12番20号、大和リース株式会社鹿児島支店支店長 溜池国春。

続きまして、議案第77号、工事名、阿権定住促進住宅建設設計施工公募型プロポーザル事業、工事場所、鹿児島県伊仙町阿権地内、請負契約額9,195万1,200円、契約相手方、鹿児島県鹿児島市与次郎1丁目12番20号、大和リース株式会社鹿児島支店支店長 溜池国春。

以上でございます。よろしく願いします。

○議長（琉 理人君）

議案第76号について質疑を行います。

○4番（上木千恵造君）

1点だけ確認させていただきたいと思います。

76号について質疑をいたします。

先般の8月16日の臨時議会だったですかね、伊仙町定住促進住宅条例を可決しましたけれども、この中において、民間事業者は借上げ期間開始前に、定住促進住宅の名義及び権利を町へ移転するものとするという条項がありますけれども、これは、地方自治法等には抵触しないのかお伺いをいたします。

○総務課長（池田俊博君）

この事業におきましては、地方自治法の中において規定等はありません。しかし、その他の法律の中で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の中において、その法律の中の、あと、施行令の中において第3条に規定がございまして、その建物、製造するものを借り入れするか、買い入れするかということで規定がございまして、

ですので、法律的には何ら問題がないものと思われまして。

○4番（上木千恵造君）

これ多分、提案事業者からの質問事項で議会等と協議した結果、このリスクを避けるために、弊害を避けるためにこういう条項を設けたというようなこと、質疑が、質問が出ていますけれども、これを読みますと、何か法律に抵触するのではないかと感じが受けられます。今、総務課長の説明では法律には抵触しないということですので、それでいいかと思えます。

地方自治法には抵触しないということですね。民間事業の民間業者圧迫ですか、そういうのにも抵触しないということですね。

○総務課長（池田俊博君）

今、説明をいたしましたとおり、法律には民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律がございまして。その中において、これの法律の施行令の中においてこの規定がございまして、法律上問題がないと思われまして。

○議長（琉 理人君）

よろしいですか。他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

議案第76号、阿三定住促進住宅建設設計施工公募型プロポーザル事業契約について質疑をいたします。

阿三については鉄筋コンクリートということで、阿権については木造ということでありまして、阿三の鉄筋コンクリートの坪単価は幾らに当たるか、あるいは阿権の木造の坪単価は幾らに当たるかお尋ねいたします。

○建設課長（仲 武美君）

阿権の木造については24万から、 m^2 当たりですね、24から26万に相当するかと思います。

○議長（琉 理人君）

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 4時23分

再開 午後 4時32分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○建設課長（仲 武美君）

阿権については m^2 当たり24万2,840円、阿三については28万4,451円となっております。

○14番（美島盛秀君）

木造の場合が24万、鉄筋コンクリートで28万、4万ぐらいの差がありますけれども、これは阿三においては何戸で、阿権においては何戸で、面積は2LDKなのか3LDKなのか、家賃はどれぐらいに設定をしているのかお尋ねをいたします。

○建設課長（仲 武美君）

阿三においては2LDKと3LDK、各4戸ずつですね。阿権については3LDKの4棟となっております。また、家賃については3万から3万5,000円、また、子供の数によって家賃が設定されるようになっております。上限が3万と3万5,000円です。

○14番（美島盛秀君）

今、説明があったように、阿三が2LDKと3LDK、4戸ずつ、それから、阿権は2LDKの4戸ということですけども。これ、私がなぜ m^2 の単価を聞いたかというのと、鉄筋でと、それから木造の場合、家賃が違ってくるのかどうか、そこらあたりどう考えていますか。

○建設課長（仲 武美君）

それについては、一緒の考えで設定をしてあります。

○14番（美島盛秀君）

それは、その契約時にきちんと契約をするときに、同じ単価で同じ家賃で契約をするということ等もきちっと、しっかりと契約をしていただきたいと思います。

そして、例えば町の住宅に入るときでも3カ月分ですか、今、家賃の、保証金としてとるわけですが、この場合、普通の民間ですと礼金とか敷金というふうにありますけれども、この保証金についてはどうするのか、お尋ねいたします。

○総務課長（池田俊博君）

その件に関しましても、このプロポーザル事業の中において維持管理15年間というのがございます。15年間その会社のほうと維持管理の契約をしてありますので、保証金の3カ月分もその会社のほうで預かって、それで、出ていったときのほうの補修とか畳の入れかえとか、そういう事もやるような契約になっております。

○14番（美島盛秀君）

例えば何年かたって子供が18歳を過ぎて出ていったと、そうした場合にそこがあきになったと、次、待機者が居て、入れればいいですが、何カ月か空いて希望者がいなくて家賃の収入がない場合、そこらあたりの契約内容はどうなっていますか。

○総務課長（池田俊博君）

できるだけ空きが起こらないような状態には持っていくつもりでございますが、埋まらない場合においては、家賃収入が入らないということで町の負担という形になります。

○14番（美島盛秀君）

今でさえも町営住宅、大分滞納が増えているわけですけれども、今の答弁からすれば、空いた分のその月額の家賃は町が支払うと、あるいはまた、家賃が溜まって払えないというときでも、それも、その人がどっか転勤になって、町営住宅みたいに住所が探しても探せないといった場合には町が負担をするのでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

このプロポーザル契約の中において業者のほうと、そこのほうの詰めの打ち合わせをさせていただきます。

家賃の滞納、退去する場合においては、滞納分の2カ月間分はその契約者のほうが負担すると、そうしないと家賃収入、家賃を集めてくれないのではないかとということで、そういうような契約でうたってございます。とにかく2カ月間の滞納があった場合においては、町の公営住宅のほうにおいても退去命令等そういうような行政訴訟のほうにおいては、町のほうでこれをやるという契約にさせていただきますので、滞納が出てくるということはないものと思われま。

○14番（美島盛秀君）

そこらあたりを契約時にきちっとした契約内容で契約して、締結していただきたいと思います。

その契約する時点でまた、議会にも提示して、その内容等、書類として、資料として提出をして、お願いをいたしておきます。

そこで、この定住促進住宅建設事業、これ民間資金の活用ですが、8月の18日に公募を開始して3件の公募があったと、大和リースとユーマンションそれから、幸林工務店、3件の公募があって、プロポーザル審査基準において大和リースが契約をしたということの説明でありましたけれども、その中で契約金額、公募したときの金額、3社の金額等公表できますか。

○総務課長（池田俊博君）

この工事のというか契約の金額等でございますが、個々の事業等でございますので、法律等調べながらこれが公開できるのかどうか、また、確認しながらしてやっていきたいと思っています。

○14番（美島盛秀君）

最近は、委員会の中で決めて、そして公表を、委員会の調書として、資料として提出をしていただきたいのですが、改まって法的な根拠など調べてできるのであれば、資料として提出をしていただきたいと思います。

その件について普通の入札において、例えば、指名委員会で決定をしたのが町長の決裁を受けるわけですが、その時点で町長は、権限があるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（琉 理人君）

質疑内容が阿三定住促進住宅建設設計施工公募型プロポーザル事業についての内容とは少し離れていますので、調べて後から報告をさせていただきますので、議案第76号について質疑をお願いします。

○14番（美島盛秀君）

この公募スケジュールをしてみると3社が応募したということで、オープンに公開をしていただきたいと思うわけでありまして、質疑をしたわけですが、今、日本全国民が東京に注目しています。私はそういうことなどがいいような、前もってしっかりとこの委員会の中で議論して、みんなに公表できる公募であってほしいと思いますので、ぜひ、そういう資料等、後もって請求をしますので、ぜひ提示していただきたいと思います。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第76号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号、阿三定住促進住宅建設設計施工公募型プロポーザル事業契約を採決します。

お諮りします。本件は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議ありが出ましたので、この採決は起立によって行います。

議案第76号について、阿三定住促進住宅建設設計施工公募型プロポーザル事業契約について可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第76号、阿三定住促進住宅建設設計施工公募型プロポーザル事業契約については、可決することに決定しました。

議案第77号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第77号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号、阿権定住促進住宅建設設計施工公募型プロポーザル事業契約を採決します。

お諮りします。本件は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号、阿権定住促進住宅建設設計施工公募型プロポーザル事業契約については、可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成28年第4回伊仙町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでございました。

閉 会 午後 4時45分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 琉 理 人

伊仙町議会議員 永 田 誠

伊仙町議会議員 福 留 達 也

平成28年第4回伊仙町議会定例会

会 期 日 程

平成28年第4回伊仙町議会定例会会期日程表

平成28年12月6日開会～12月7日閉会 会期2日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
12	6	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 <ul style="list-style-type: none"> (1) 諸般の報告（議長の動静） (2) 行政報告（町長） ○発議第5号（提案理由説明～質疑～討論～採決） ○議案第78号～議案第91号（提案理由説明のみ） ○一般質問（美山議員、上木議員、美島議員 3名） 	
〃	7	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○議案14件（補足説明～質疑～討論～採決） ○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文・経建・生環委員会） ○閉会 	

平成28年第4回伊仙町議会定例会

第 1 日

平成28年12月6日

平成28年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年12月6日（火曜日） 午前10時10分 開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣言
- 開議の宣言
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 発議第5号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第78号 字の区域の変更（提案理由説明のみ）
- 日程第6 議案第79号 伊仙町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定（提案理由説明のみ）
- 日程第7 議案第80号 シマグチの日に関する条例の制定（提案理由説明のみ）
- 日程第8 議案第81号 伊仙町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例（提案理由説明のみ）
- 日程第9 議案第82号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（提案理由説明のみ）
- 日程第10 議案第83号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（提案理由説明のみ）
- 日程第11 議案第84号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明のみ）
- 日程第12 議案第85号 伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明のみ）
- 日程第13 議案第86号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）（提案理由説明のみ）
- 日程第14 議案第87号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明のみ）
- 日程第15 議案第88号 平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明のみ）
- 日程第16 議案第89号 平成28年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明のみ）
- 日程第17 議案第90号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明のみ）
- 日程第18 議案第91号 平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）（提案理由説明のみ）

○日程第19 一般質問 (美山 保議員、上木 千恵造議員、美島 盛秀議員) 3名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平 博 人 君	2番	岡 林 剛 也 君
3番	牧 徳 久 君	4番	上 木 千 恵 造 君
5番	美 山 保 君	6番	永 田 誠 君
7番	福 留 達 也 君	8番	前 徹 志 君
9番	明 石 秀 雄 君	10番	樺 山 一 君
11番	永 岡 良 一 君	12番	伊 藤 一 弘 君
13番	琉 理 人 君	14番	美 島 盛 秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩 一 君 事務局書記 荻 田 恭 平 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副 町 長	稲 隆 仁 君
総 務 課 長	池 田 俊 博 君	未来創生課長	久 保 等 君
税 務 課 長	當 吉 郎 君	町民生活課長	伊 藤 勝 徳 君
保健福祉課長	澤 佐和子 君	経 済 課 長	元 田 健 視 君
建 設 課 長	仲 武 美 君	耕 地 課 長	上 木 正 人 君
きゅらまち観光課長	佐 藤 光 利 君	水 道 課 長	喜 昭 也 君
農委事務局長	樺 山 明 博 君	教 育 長	直 章 一 郎 君
教委総務課長	仲 島 正 敏 君	社会教育課長	明 勝 良 君
学給センター所長	水 本 齊 君	ほーらい館長	中 熊 俊 也 君
選挙管理委員会書記長	鎌 田 重 博 君	総務課長補佐	田 島 輝 久 君

平成28年 第4回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	美山 保 (議席番号5)	1. 畑総地区内の道路整備について	①平成28年3月議会でも質問いたしましたが、なんら対応がなされていないので、再度質問いたします。 県営畑総事業東部地区(区画整理・畑地灌漑82ヘクタール)が昭和58年度から始まり平成11年度に完了して長い年月がたちましたが、畑総地区が全体的に海に向かっての勾配が強く、雨が降るとコーラル路面が洗掘され、車の通行ができない箇所も多くあります。土砂流出防止対策の観点からも、抜本的な対策が必要であります。これまでも毎年、水土里ネットサークル組織での少ない予算の中で応急補修をしておりますが、問題の解決には至っておりません、集落住民や受益農家が安心して営農ができるように環境整備は(道路舗装)出来ないかを問う。	町 長
2	上木千恵造 (議席番号4)	1. 公共施設の長寿命化対策について	①役場庁舎は、築50年以上が経過し、老朽化がひどくトイレ、外壁等は特に劣化が進み一部では雨漏りなども確認されており、早急に修繕の必要があると思うが、庁舎新築、維持補修等も含めて町としてはどの様な計画を持っているのか見解を問う。	町 長
			②平成28年3月に発行されている伊仙町公共施設等維持管理計画には、集落施設はいずれも築30年以上が経過しており、長寿命化を目的とした修繕を計画的に実施するため、各施設の老朽化の程度を把握し、集落施設の改修工事を進めていくと明記されているが、これまでに各施設の老朽化調査を行なったことがあるのか問う。また実施されたのであれば改修計画等の素案はできているのか問う。	町 長
3	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 公共事業の執行について	①公共事業においては、多額の予算が伴い、優先順位やその成果が問われます。そこで、①費用対効果をどのようにとらえているか。②公共工事の入札については、公平で公正におこなわれているのか。③事業を計画立案する時は十分な調査研究等を行ってきたのか。	町 長

3	美島 盛秀 (議席番号14)		②上記項目を鑑みて①直売所「百菜」の運営状況。②企業誘致促進事業（貸工場）で、日本マルコ株式会社の稼働状況と今後の運営についての見通について。③特産品販売プロジェクト事業の当初計画と販売状況はどうなっているのか。④伊仙町堆肥センターの使い込み金の回収状況はどうなっているのか。	町	長
		2. 出張旅費・町長交際費・資産公開について	①旅費規定による、特別職の旅費の支出負担行為はどうなっているのか。	町	長
			②町長交際費が当初予算で、平成28年度80万円。27年度50万円。26年度80万円となっており、足りない場合は補正で増額しているようだが内訳はどうなっているのか。	町	長
			③町長個人の資産公開はできるのか。	町	長
		3. 農業振興について	①本町の課題は農家所得向上であり、農業生産額50億円達成であります。平成27年3月に伊仙町農業振興計画5カ年計画（平成27年度から平成31年度）が作成され、すでに1年半が過ぎましたが計画通り進んでいるのか。	町	長
4. 教育行政について	①本年度実施の小、中学校の全国学力テストの結果、本町はどうだったか。	教育委員長			

△開 会（開議） 午前10時10分

○議長（琉 理人君）

ただいまから平成28年第4回伊仙町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（琉 理人君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、前 徹志君、明石秀雄君、予備署名議員を
樺山 一君、永岡良一君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（琉 理人君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月6日から12月9日までの4日間としたいと思いた
すが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日12月6日から12月9日までの4日間
と決定しました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりであります。

△ 日程第3 諸報告

○議長（琉 理人君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より平成28年第3回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様のお手元にお配りしてあります。

したがって、主な項目についてだけ報告いたします。

10月4日、徳之島町議会議員委員会室において、徳之島3ヵ町議会議員連絡協議会があり、役員
改正を行い、徳之島町議会福岡議長を会長に選出し、奉仕作業の日程、また、先進地研修について
協議を行いました。

10月12日、徳之島3ヵ町議会議員連絡協議会により瀬田海浜公園清掃を行いました。

10月18日、大分県議会福祉保健対策調査会15名の視察の方が、本町の長寿と少子高齢化の取り組
みについて意見交換を行いました。

また、10月25日にも熊本県御船町議会及び松下政経塾の皆様も視察に来られました。本町の高い合計特殊出生率が全国的に有名になり、視察も増えてきております。

10月20日、第4回臨時会があり、補正予算と簡易水道工事、堆肥センター大型ダンプ購入契約、阿三・阿権定住促進住宅事業の契約議案を審議いたしました。

10月25日、鹿児島県戦没者追悼式において三反園知事と面会をし、来年の戦艦大和慰霊祭について意見交換を行いました。

10月30日、犬田布小学校創立120周年、11月3日には面縄小学校創立120周年、5日には新設徳之島高校創立10周年、12日には樟南第二高等学校創立50周年と記念式典に出席を行いました。

10月31日、全員協議会において、エア奄美、井藤会長、西村社長から、LCC、航空事業計画について説明を受けました。早ければ平成30年中には徳之島を起点に奄美、沖縄、関西路線を開設したいとのことであります。

11月6日、兵庫県尼崎において、関西徳洲会総会運動会がありました。

11月8日から9日、東京において、離島振興市町村議会議長会全国大会並びに町村議会議長全国大会に参加をいたしました。

11月15日、離島振興市町村議会議長会行政調査で沖縄県石垣島での研修を行い、大規模肥育農場の視察を行いました。

12月4日、ほーらい館において、徳之島から世界へのシンポジウムがあり、島唄の魅力と徳之島の森、自然についての講演があり、この中で12.4という徳之島宣言を採択しました。ちなみに中身につきましては、「私たちは、世界遺産と国立公園を歓迎します。私たちは、これを大きなチャンスとして徳之島の未来をつくります。島の自然と歴史・文化は人々が長い年月をかけて育んできた環境文化というべきものです。フッシュウ、ハンシャリとワレンキヤ、シマンチュの皆さん、こうした豊かさをもう一度見直しましょう。闘牛や島唄にあらわれる人々の営み、奄美クロウサギなど島の宝を生かします。この長寿と子宝の島を舞台に新しい知恵と工夫によって日本のあすを築きます」という宣言を行っております。

以上で、議長の動静について報告を終わります。

伊仙町監査委員より、平成28年11月分までの月例出納検査の結果、事務事業についてはおおむね適正であるが、改善すべき点も見受けられるとの報告がなされております。

また、閲覧を希望される方は事務局に常備しておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、町長から行政報告の申し出ありますので、これを許します。

○町長（大久保明君）

おはようございます。行政報告を行ってまいります。議長とは重なる点があると思っておりますけれども、報告をしていきたいと思っております。

9月27日に、伊仙町が、今、地方創生の事業の中で推進している、都会から島への移住を中心とした第2回目の丸の内プラチナ大学が、約40名の方が参加して行われました。このうち15名が、11

月に4日間、島に滞在いたしまして、その方々の中で4、5人が明らかに島に移住してきたいというふうな話が進んでまいりました。

10月7日には、待望の喜念団地の地鎮祭が行われました。土地問題に関しましては、永田議員と長い間の懸案を解決した結果でございます。

10月9日には、町民体育祭が開催されまして、開会式直後に、スコールのような大雨が降りましたが、万全の準備のもとでその後は順調に開催されました。

10月11日に、徳之島愛ランド広域連合の議会が開催されまして、この中で、一般質問でリサイクルセンターの視察の件、そして、この焼却炉を含めたクリーンセンターが立ち上がった際の町有地をいかに活用していくか、また、最終処分場焼却炉の今後について、大きな議論がなされました。

10月13日に、さつま町において、鹿児島県町村会定期総会がございまして、町村会に三反園知事をお招きして交流会を行いました。

先ほど議長が報告したとおり、10月18日、大分県議会、10月25日には熊本県御船町の議員の方々、松下政経塾の方々に来て、伊仙町の取り組みについて、これは若い職員も含めて本当に見事なプレゼンテーションをしました。若い職員にとっても、こういう方々の前で説明をしていくということで大変自信が出てきたと思います。

先ほどあったように、犬田布小学校の120周年記念事業、面縄小学校の120周年記念事業が盛大に出身者を含めて開催されました。120年の歴史と、そして、同窓会の方々の思いをいかに未来につなげていくかというふうな事業だったと思います。

先ほど申し上げた東京から40代、50代の方々に来て、島でのいろんな体験をしました。阿権集落の散策、そして、なくさみ館などで大変感銘を受けた中で、今後のいろんな働き方のモデルとなるような形で、東京と地方で、2地域でいろんな仕事をしていくと。これは、サテライトオフィスをつくりたいという会社が3社ほど出てまいりました。その受け入れ態勢などを、また、オフィスなどの選定を今後やっていきたいと考えております。

11月6日に、いせん学びフェスタアランド文化祭が開催されまして、各小中学校の代表の方が作文発表しまして、大変、感動的な自分の将来に対する仕事を含めた発表ではございました。

10月11日に、鹿児島県の農業農村整備事業の要請活動という形で、今年から私が会長となりまして、徳之島ダムの今後の計画、土地改良事業の新規地区の採択など、また、いろんな解決できない土地の問題をいかに解決していくかなど、先生方を含めた勉強会を行ってまいりました。

11月12日には、樟南第二高校の創立50周年記念式典、新校舎落成式がありました。盛大に開催され、全国唯一離島の私立の高校としてその潜在力の高さが、今後、非常に期待される場所だと思います。前後いたしますけれども、議長からもあったように徳之島農業高校と徳之島高校がこの2つの歴史と伝統を継続した、受け継いだ新設徳之島高校の10周年記念式典が開催されました。

11月13日には、町駅伝競走大会が開催されまして、何と5つの大会新記録が出るという快挙でございました。

11月16日には、全国町村長大会、翌17日には、奄振の要請活動がありまして、この中で新奄振の時期というか、今回の奄振でアクションプランという形で、世界自然遺産をどのようにこの奄振の中で位置づけていくかと、この中で、この奄振交付金がどんどん伸びて22億という実績がありますけれども、それをさらに27億まで伸ばしていこうというふうに強力に要請をいたしたところでございます。

11月21日には、農業者年金受給者総会がございまして、年々、会員が減っているということで、その対策等について考えていかなければならない状況になりました。

11月22日には、徳之島空港利用促進協議会、先ほどあったように、エア奄美という会社の協議事項に関しまして、これは会長である大久町長含め3町で足並みをそろえて前進していこうというふうな議論で結論をつくったところでございます。

11月23日には、伊仙町産業祭がありまして、天候にも恵まれ、バザーなど盛会に開催されました。課題といたしまして、午前中の講演会の参加が非常に少ないという形で、今後、これを、この表彰式も含めて大きな課題解決のために、次回より新たな計画を立てていかなければならないと思いました。

11月30日には、包括ケアの講演会がございまして、櫃本先生が講演をなさいました。その中で、元気高齢者、これは今まで介護を受ける人たちがどんどん増えていくという考え方を、発想を変えまして、健康長寿で元気な方々が介護する方々を見ていくと、さらには、子宝、子育てまでそういう高齢者が担っていく時代が必要ではないかというふうな説明でございました。

その日午後には、南西糖業株式会社の50周年の記念式典が開催されまして、OBの方約80名を含め、歴代の南西糖業社長も含めて参加されました。昭和33年～4年に大島糖業、大洋殖産、5つの会社がありました。それが統合して昭和41年に南西糖業が生まれまして、50年という中で島の糖業の形態も大きく変わってきたと、これからもさらにこの南西糖業がこの地域の、島の南西糖業あつての徳之島だというふうな形での記念式典でありました。

12月4日には、地方創生の交付金事業の中で、徳之島から世界へという形で、これは国立公園、世界自然遺産、地方創生という長いタイトルでございましたけれども、今、世界自然遺産が正式な名称になりました。これは、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産というふうに名称が正式に決定いたしましたので、この中で徳之島という名称がはっきり出たことは徳之島の存在感と、それから、島民の誇りを強くした名称だと思います。先ほど議長のほうから徳之島宣言を朗読していただきました。これは、昨日の職員朝礼、それから、駐在員会の中でも朗読をしていただきましたので、今後、これを基本に、この豊饒な豊かな土地をいかに生かしていくかということも含めて伊仙町の進むべき道をさらに模索していかなければならないと思っております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（琉 理人君）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 発議第5号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

○議長（琉 理人君）

日程第4 発議第5号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の1件を議題とします。

提出者より意見書の趣旨説明を求めます。

○総務文教常任委員長（福留達也君）

発議第5号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の趣旨説明を行いたいと思います。

現在、地方議会の重要性が論じられる中、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、議員のなり手不足が深刻化しているということでもあります。

昨年行われました統一地方選挙においては、全国928市町村のうち、およそ4割に当たる373市町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定員割れという現状でございました。

ご承知のとおり、議員を退職した後の生活保障は、基礎年金しかありません。こうした状況においては、今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待してもサラリーマンの方々については、加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受ける年金額も低くなってしまいます。

住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりとかかわっていくためには、幅広い世代の方々が議員を志せる環境づくりを行っていかねばならないと思われまます。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにするこことで、新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、この意見書への皆様方のご賛同をお願いし、趣旨説明を終わります。

○議長（琉 理人君）

これから発議第5号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を採決します。

お諮りします。

発議第5号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、発議第5号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書は原案のとおり、決定いたしました。

なお、ただいま原案可決された意見書については、地方自治法99条の規定により本日付で厚生労働大臣他関係各大臣へ送付いたしますので、ご報告申し上げます。

△ 日程第5 議案第78号 字の区域の変更

○議長（琉 理人君）

日程第5 議案第78号、字の区域の変更について議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成28年第4回伊仙町議会定例会に提案いたしました議案第78号について説明いたします。

議案第78号は、土地改良事業に伴い県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）小島河地区の字の区域の設定及び変更について提案してあります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで議案第78号、字の区域の変更についての審議を中止します。

△ 日程第6 議案第79号 伊仙町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定

○議長（琉 理人君）

日程第6 議案第79号、伊仙町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第79号の提案理由の説明いたします。

議案第79号は、国の農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う条例の制定及び廃止であります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで議案第79号、伊仙町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について審議を中止します。

△ 日程第7 議案第80号 シマグチの日に関する条例の制定

○議長（琉 理人君）

日程第7 議案第80号、シマグチの日に関する条例の制定について議題とします。
提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第80号の提案理由を説明いたします。
議案第80号は、シマグチの日を制定いたしたく提案してあります。
ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで議案第80号、シマグチの日に関する条例の制定についての審議を中止します。

△ 日程第8 議案第81号 伊仙町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第8 議案第81号、伊仙町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について議題とします。
提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第81号の提案理由の説明をいたします。
議案第81号は、伊仙町交通安全対策会議条例を改正いたしたく提案してあります。
ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで議案第81号、伊仙町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について審議を中止します。

△ 日程第9 議案第82号 伊仙町税条例の一部を改正する条例

△ 日程第10 議案第83号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第9 議案第82号、伊仙町税条例の一部を改正する条例、日程第10 議案第83号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の2件を一括して議題とします。
提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第82号及び83号の提案理由の説明をいたします。
議案第82号及び83号は、国の法律改正に伴う条例の一部改正であります。
ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで議案第82号、伊仙町税条例の一部を改正する条例、議案第83号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について審議を中止します。

△ 日程第11 議案第84号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第12 議案第85号 伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第11 議案第84号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第12 議案第85号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括して議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第84号及び85号の提案理由の説明をいたします。

議案第84号及び85号は、国の人事院勧告に伴う条例の一部改正であります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで議案第84号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第85号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について審議を中止します。

△ 日程第13 議案第86号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）

△ 日程第14 議案第87号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△ 日程第15 議案第88号 平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）

△ 日程第16 議案第89号 平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）

△ 日程第17 議案第90号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

△ 日程第18 議案第91号 平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（琉 理人君）

日程第13 議案第86号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）、日程第14 議案第87号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第15 議案第88号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第16 議案第89号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）、日程第17 議案第90号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）、日程第18 議案第91号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）の6件を一括して議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第86号から議案第90号までの提案理由の説明をいたします。

議案第86号は、平成28年度伊仙町一般会計、議案第87号は、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第88号は、平成28年度伊仙町介護保険特別会計、議案第89号は、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計、議案第90号は、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してあります。

議案第91号は、平成28年度上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により提案してあります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで議案第86号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）から、議案第91号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）までの6件について審議を中止します。

ここでしばらく休憩をします。5分後に一般質問を始めますので、準備をよろしくお願いいたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時50分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第19 一般質問

○議長（琉 理人君）

日程第19 一般質問を行います。

初めに、美山 保君の一般質問を許します。

○5番（美山 保君）

おはようございます。5番、美山 保です。12月議会一般質問の通告どおり、第4回定例会において、町民の声として一般質問を行います。答弁者の明快なる答弁を期待します。

1、畑総地区内の道路整備について。

平成28年3月議会でも質問いたしましたが、何ら対応されていないので、再度質問いたします。

県営畑総事業東部地区（区画整理・畑地かんがい82ha）が昭和58年度から始まり、平成11年度に完了して長い年月がたちましたが、畑総区域が全体的に海側に向かっての勾配がきつく、雨が降るとコーラル路面が洗掘され、車の通行ができない箇所も多くあります。土砂流出防止対策の観点からも抜本的な対策が必要であります。これまでも毎年、水土里ネットサークル組織での少ない予算の中で応急補修をしておりますが、問題の解決には至っておりません。集落住民や受益農家が安心して営農ができるように環境整備、道路舗装はできないのか問う。

2回目からの質問については、自席にて行います。

○町長（大久保明君）

美山 保議員の質問にお答えいたします。

議員が今質問したとおり、この県営畑総事業に関しましては、土砂の流出と、そして、周辺整備等大きな課題になっております。次期奄振の中で、たびたびこのことを、新しい事業でさらに予算を拡大できないかという要望はしていますけれども、今後、徳之島ダムがほぼ完了しますと、その後の土地改良事業に関しまして、新しい制度等が設けられるような形で、今後とも強力に要望はしていかなければならないと思っております。詳細に関しましては、担当課長のほうからまた答弁をしていただきます。

○耕地課長（上木正人君）

美山議員のご質問にお答えをいたします。

この東部地区につきましては、東部地区の皆様には非常に不便をかけている状況でございます。また、維持管理をしていただいている東部ひまわり会の方々の活動には本当に感謝を申し上げます。美山議員のおっしゃるとおり、県営畑総事業東部地区は全体的に海側に向かっての勾配が強く、コーラル路面が流出するということが何回か起こっているようですが、その都度、多面的機能支払交付金で補修等を行っているところで、東部ひまわり会におきましては、209万5,000円をのり面補修、沈砂池、農道、側溝作業に充て作業を行っているところでありますが、現状を考えますと対策が必要であることと認識しております。

東部地区におきましては、畑かん事業の完了後に畑地帯農道網の事業を要望していた経緯がありますが、採択には至らずそのままになっておりましたが、継続的に事業のお願いをしているところであります。

先日も県の農村整備課に伺いまして、農道整備事業の件で協議を行ったところでありますが、その中で、県の担当者からの意見といたしましては、採択要件の野菜指定産地がなされていないと要件に満たないとの意見をいただきました。また、未来創生課で、奄振での過疎計画に盛り込んであります。あわせて、奄美群島農業農村整備事業推進協議会が郡内で組織されておりまして、この協議会の中でも同じような要望が各市町村から挙がっているところであります。

また、先ほど町長がお話しされましたように、11月の東京での要請活動の中でもこのことを要望していたところでございます。財政が厳しい中ではありますが、29年度予算で町財務との協議も進めながら、東部地区全体とか伊仙町全体で改善の方法を考えていきたいと思っております。

○5番（美山 保君）

今、耕地課長から答弁いただきましたけれども、県のほうに再三申請をして、そして、また野菜指定産地、そういうのであれば、それは地域の方々にきちっと説明をし、そして、納得をさせて補助事業をとっていかなければ、あの広い82haという面積がどうしてもコーラルリーフの流出、そして、車が通れない、そういう状況にずっと長年続いております。そういうことのないように、ぜひ

補助事業をとって、そして、また、長期計画にきちっと載せて、そして、対応するように再度お願いいたします。

○耕地課長（上木正人君）

ただいま美山議員のご要望のとおり、引き続き鹿児島県のほうにも補助率の高い有利的な事業を相談しながら、あわせて事業費とか事業補助は若干低いとは思いますが、県単事業なども引き続き相談し、あわせて多面的機能支払交付金事業または補修財源等を使いながら、少しずつ進めていきたいと思っております。また、年次的な計画を立てながら、進めていくしかないのかなと思っております。頑張っていきたいと思っております。

○5番（美山 保君）

今、耕地課長から県単事業ということでございますけれども、県単事業はやっぱり補助率が2分の1、半分しかない、そして、町の負担もかなりかかると、そういうことでやっぱり補助率のいい事業をとってするしかないのではないかと、そのように思います。そして、野菜指定と、そういうのはやっぱり地域の人たち、地区の人たちに納得をさせて、そして、説明をきちっとして、そして、対応して、補助率のいい仕事をするように重ねてお願いをしたいと思っております。

○耕地課長（上木正人君）

ただいまおっしゃいました野菜指定の件に関しましては、経済課と連携をとりながら、町民にわかりやすく説明してまいりたいと思っております。

○5番（美山 保君）

以上、そういうことで耕地課のほう、また、経済課のほうとも協力していただいて、そして、町民のためになるように、そして、地域がよくなるように頑張っていて、そして、事業するようにお願いいたします。

終わります。

○議長（琉 理人君）

これで、美山 保君の一般質問を終わります。

次に、上木千恵造君の一般質問を許します。

○4番（上木千恵造君）

おはようございます。議席番号4番、上木千恵造君です。平成28年12月定例会において一般質問の許可がありましたので、通告してあります公共施設の長寿命化対策について、町の考え方をお伺いしたいと思います。執行部の皆様の前向きな答弁を期待しています。

公共施設の長寿命化対策について。

1点目、役場庁舎は築50年以上が経過し、老朽化がひどく、トイレ、外壁等は特に劣化が進み、一部では雨漏りも確認されており、早急な修繕が必要であると思っております。庁舎新築、維持補修等も含め、町としてはどのような計画を持っているのかお伺いをいたします。

次に、2点目、平成28年3月に発行されている伊仙町公共施設総合管理計画には、公民館などの

集落施設はいずれも築30年以上が経過しており、長寿命化を目的とした修繕計画を実施するため各施設の老朽化の程度を把握し、各集落の改修工事を進めていくと明記されているが、これまでに各施設の老朽化調査を実施したことがあるのかお尋ねします。実施したことがあれば、改修計画等の素案はできているのか、あわせて伺いをいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

上木千恵造議員の質問にお答えいたします。

詳細については、総務課長のほうから答弁させていただきますけれども、東北震災、そして、特に、今年の熊本震災において庁舎等が、特に6つの自治体で使用不能になったというふう聞いております。今まで防災の拠点であった庁舎が最も老朽化しているということが露呈されました。そういった中で、県内においても老朽化した庁舎の新築等について、各自自治体で議論が行われている状況であります。伊仙町もご指摘のとおり、50年を経過いたしまして、雨漏り等いろんな状況が出てまいりました。それに対する対策を、今後、協議会等を早急に設置してやっていかなければならない状況でありますので、伊仙町議会の方々の意見もしっかり聞きながら対応をしていきたいと考えている状況でございます。

詳細については、総務課長のほうからまた答弁をしていただきます。

○総務課長（池田俊博君）

上木議員の質問にお答えします。

伊仙町では、公共施設等総合管理計画を平成28年3月に策定しており、計画期間を平成27年度から、平成56年度までの30年間としております。

現在、本町が保有する施設を同じ規模で更新したと仮定した場合、今後30年間の更新費用の総額は、501億円にも上ると試算されております。これを年間平均いたしますと、年間で16億7,000万円となってきます。特に、また、今後10年間の間に、大規模改修や建て替えが集中しており、公共施設の機能を適切に保つためには維持管理や運営にかかる経常的な経費が毎年度必要となる他、修繕費用なども多額となってきております。公共施設の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提として、公共施設のあり方を検討していく必要があります。

ご質問の庁舎建設、維持補修に関して明確な計画を持っている段階ではありません。しかし、現状の施設状況を考えますと、早急な対策が必要であることは否めません。本計画書にも庁舎等について記入してありますが、対症的に劣化の進んだ役場庁舎補修を行うものではなく、劣化が進む前に予防保全を行うことが施設の長寿命化を図ることにつながります。しかし、現段階では抜本的な解決策として、農高跡地の一体的活用等も視野に入れ、公共施設のあり方が検討できるよう、町有施設利活用検討委員会で議論を深め、庁舎においても現地建て替えや新設等、町民の皆様の意見や議会のご判断を仰ぎながら、伊仙町の将来を大きく変革する一大プロジェクトでありますので、これからしっかりと計画を立て、5年先をめぐりながら、庁舎建設のほうには進んでいき

いと思っております。

○4番（上木千恵造君）

今の総務課長の答弁では、庁舎建設は、今すぐは難しいと、早くても5年後ぐらいだろうと、そういう答えだったような気がします。2年後の平成30年度に世界自然遺産に登録が予定されています。これが順序よく進めば、観光客の皆さんも多く見えると思います。そして、先には長寿、子宝、出生率日本一の町として、数多くの視察団もお見えになっているという話を聞いています。

そういう中で、現状を見てみますと、ある職員やら町民の方の一部の話ですけれども、トイレが臭くて入りにくいと、お客さんを連れてくれば、トイレには案内がしにくいと、女子の皆さんは、役場庁舎のトイレじゃなくて、公民館のトイレを使用するとか、そういういろんな話も聞こえます。外壁については、水垢で真っ黒になり、一部剥げ落ちているところもあると、そういう話等も聞いていますので、2年後の平成30年ごろまでには、このトイレの補修と外壁の補修工事ぐらいはできないものか、再度、お尋ねいたします。

○総務課長（池田俊博君）

上木議員がおっしゃるとおり、世界自然遺産とか、今、伊仙町においては、長寿、子宝、出生率日本一ということで各地区より視察等まわってきております。現状ではなかなかできないとは思いますが、自然遺産、そういったことを考えますと、庁舎の外壁等の塗りかえとか、あとはトイレ関係のほうは少しはやっていかないといけないと思っております。今、現状のほうで中央公民館とか、あとはお願いをして、信用金庫様のトイレ等も活用させていただいております。これから、また財務と話しをしながら、改修できる分は改修して行って、お客様の癒しの町としてやっている伊仙町ですので、これからやっていきたいと思っております。

○4番（上木千恵造君）

やるということですので、それでいいかと思えますけれども、ぜひ、29年度当初予算ぐらいで外壁塗装工事ぐらいはしていただいて、トイレは金額がちょっとかさみますので、今すぐというわけにはいかないでしょう。今おっしゃったように公民館を利用するとか、信用金庫を利用させていただくということでもいいと思う。それにしても、トイレについても、まあ今日もトイレに行きましたけれども、悪臭がしますので、そういうのも早急に改善していただかないといけないと思いますので、ぜひ、29年度予算で塗装工事とトイレのにおい消しぐらいはやっていただくようお願いをいたしたいと思えます。できるのかどうかお伺いします。

○総務課長（池田俊博君）

ここで明言はできるということではございませんが、29年度の当初予算のほうにはなるべく計上して、お客様を迎え入れる伊仙町の癒しの町という政策を貫いていきたいと思っております。

○4番（上木千恵造君）

意見をお伺いしましたので、庁舎問題についてはこれで終わりたいと思えます。

次、集落施設についてお願いします。

○町長（大久保明君）

公共施設の長寿命化対策に関しては、再度、総務課長のほうから答弁をしていただきます。

○総務課長（池田俊博君）

上木議員の質問にお答えします。

伊仙町では東部に9カ所、中部に6カ所、西部に10カ所、計25の集会施設を保有しています。町内各集落に集会施設を配置しており、それぞれの施設が地域の交流、親睦を深めるために一定の役割を果たしています。25施設のうち、佐弁・上晴営農研修センター、東面縄青少年会館、中山集会施設を除き、全てが昭和期に建設されております。

ご質問にありますように、各施設の老朽化調査ではありますが、今のところ実施はされておられません。そこで、改修計画等についても今はできていない状況でございます。各施設内への備品等については、コミュニティー助成事業で順次整備をしておりますが、修繕等については各集落の駐在員さんや地域の方々からご要望等がありましたら、その部分に関して修繕等行っている次第であります。

集会施設はいずれも20年以上が経過しており、長寿命化を目的とした修繕を計画的に実施することが重要となっております。施設の損傷の度合いを図り、優先順位を各集落や役場の各施設管理課とも協議を行って、施設の長寿命化を図っていきたいと考えております。

また、その方法といたしましても、上検福の研修センターは、有志の方のご寄附により改修をしてございます。こういったような取り組み等も考えながら、これからは事業を進めてまいりたいと思っております。

○4番（上木千恵造君）

今の答弁では、各集落に東部9カ所、中部が6カ所、西部に10カ所、25カ所の集会施設があると、25集落の中で、現在、使用していないところも何カ所かあると思えますけれども、使用していないところは何か所ぐらいあるのかお尋ねします。

○総務課長（池田俊博君）

今、申し上げている公民館、青少年会館、あとは営農センターですけど、ほとんどに関して各集落では利用しているところであり、これが利用されていないといったところは、今のところはありません。

○4番（上木千恵造君）

総務課長からの伊仙町公共管理総合計画措置のほうですかね。この中に9ページですか、地域に対する公共施設の譲渡や他団体への指定管理を委託するなどの手当てをこうむっていききたいということがうたわれていますけど、これは、どういう、集落に公民館施設をただで譲ってあげるのか、管理だけを譲るのか、ちょっとお伺いします。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの質問に関しては、今、現状で一番わかりやすいのが、西部公民館ですけど、西部公民

館は近くのおわかば保育園様の指定管理をして、管理委託をしてもらっている状況でございます。こういうふうな感じで指定管理等できる事業所様がありましたら、そのような方向で考えているところであります。

○4番（上木千恵造君）

ぜひ、経費も少ない現状ですので、なるべく民間や集落のほうに管理委託もしていただくようお願いして、経費節減に努めていただきたいと思います。今後、これ、平成27年から30年まで、補修を計画するというあれですけれども、なるべく早目に修理のほうに取りかかっているようお願いいたします、質問を終わります。

○議長（琉理人君）

これで、上木千恵造君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩をいたします。午後は2時より再開をいたします。

休憩 午前11時20分

再開 午後 2時00分

○議長（琉理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、美島盛秀君の一般質問を許します。

○14番（美島盛秀君）

こんにちは。14番、美島盛秀でございます。今日は、樟南高校の生徒さんが議会傍聴に訪れていただきましてありがとうございます。

一般質問に入ります前に、今日、朝、議場に入りましたら、この一冊の小さな本が置いてありました。小紙が置いてありましたので、時間がありますので、パラパラとめくったら、たまたま「高校生」という字が目につきましたので、ちょっと紹介してみたいと思います。「せめて、今、思われている人は、小学生だろうが、中学生だろうが、特に高校生、これは考えてもらわないといけない」これは地方創生のことです。「もう死んでいく60代の私たち、30年後にいない人たちが、一生懸命何かやっても自分たちの問題じゃないですよ、高校生や中学生に考えさせないといけない、それは難しいことを考えるのではない、人間の根源にかかるところをしっかりと考えてもらう」ということです。こういうことを書いてありましたので、ちょっと紹介をしてみたいのですけれども、これから徳之島を担っていく皆さんでありますので、しっかり学習をして帰られたら幸いです。

それでは、12月定例議会において、議長より一般質問の許可が下りましたので、質問をいたします。

伊仙町の諸課題や町民の皆さんの日ごろの声が町政に反映できるよう、執行部と議会が議論を進めてまいります。今日、私の一般質問であります。議会は町政のチェック機関であり、監視機能を

しっかり果たす役割がございます。厳しい財政問題、少子高齢化、人口減少問題など、地方の存続さえ危ぶまれる中、国は地方創生による交付金によって地方を支援していきとっております。まち・ひと・しごと創生法も成立いたしております。午前中にも同僚議員からの指摘、質問がありましたけれども、財政についてのご質問等もございました。どのようにして町民の一人一人が幸せな生活が送れるのか、町長以下、職員の皆さんの手腕が問われることとなります。

議会だよりや町の広報誌などで報告をいたしておりますが、伊仙町の一年の予算の90.4%は依存財源であります。わずか9.6%が自主財源でありました。国からの交付金や補助金、負担金で賄われております。まあ、大切な予算であります。町民一人一人の幸せのために使われるべきこの大切な予算が、有効に、適切に、公正公平に使われているのか、これから正してまいります。

通告者は町長でありますので、一回目の答弁につきましては、町長がしっかりと掌握されまして説明を、答弁をお願いいたしたいと思っております。後の説明の答弁については、担当職員でお願いいたします。

それでは、通告してあります質問事項について質問をいたします。町民の皆さんがご理解いただける明快なる答弁をお願いいたします。

まず、大きな1点目でございます、公共事業の執行についてお尋ねをいたします。

まず1つ、公共事業においては、多額の予算が伴い優先順位やその成果が問われます。そこで、費用対効果をどのように捉えているのか問うものであります。

2つ目に、公共工事の入札につきましては、公平で公正に行われているのか伺うものであります。

3番目に、事業を計画立案するときは十分な調査研究を行ってきたかどうか伺うものであります。

2番目に、上記項目①の1、2、3の項目について鑑みて、1つ、直売所百菜の運営状況について。

2つ目、企業誘致促進事業（貸工場）の日本マルコ株式会社の稼働状況と今後の運営についての見通しについて。

3番目、特産品販売プロジェクト事業の当初計画と販売状況はどうなっているのか尋ねるものであります。

4番目に、伊仙町堆肥センターの使い込み金の回収状況はどうなっているのか伺うものであります。

続きまして、大きな2番目、出張旅費・町長交際費、町長の資産公開についてであります。

旅費規定による特別職の旅費の支出負担行為はどうなっているのか。

2つ目、町長交際費が当初予算で、平成28年度80万円、27年度60万円、26年度80万円となっております。足りないときは補正で増額しているようではありますが、内訳はどうなっているのか尋ねるものであります。

3つ目、町長個人の資産公開はできるのか問うものであります。

大きな3番目、農業振興について。

まず、本町の課題は農家所得向上であり、農業生産額50億円達成であります。平成27年3月に伊仙町農業振興計画5カ年計画（平成27年度から平成31年度）までですが、作成され、既に1年半が過ぎております。計画どおり進んでいるのかお尋ねをいたします。

4番目、教育行政について。

本年度実施の小、中学校の全国学力テストの結果、本町はどうだったかお尋ねをするものであります。

以上、大きな5点について、それぞれ質問を通告してございますので、明快な答弁をよろしくお願いたします。

○町長（大久保明君）

楠南二高の子供たち、本当に毎年のようにこの伊仙町議会に研修にきていただきまして心から感謝申し上げます。今、質問中で、皆さん方に非常に関係のある日本マルコ株式会社の質問も出ましたので、後ほどまた皆さん方にも説明をしていきたいと思っております。それでは、美島盛秀議員の質問にお答えをしていきます。

公共事業の多額の予算を伴い、優先順位やその成果が問われますという1番の質問でございます。公共事業の費用対効果は、大局的に、そして、長期的な視野で判断をしていかなければなりません。例えば、ほーらい館、百菜に関しましては、これはこの周辺も含めたまちづくり交付金事業という形の事業でございました。この事業を計画し、推進した理由は大きく2つあります。健康増進を進めていくということと、農業の地産地消を目指した6次産業化を目指した事業でございます。当初は、県のほうも非常に慎重な態度で、本当にこの事業はうまくいくのかという懸念をしておりました。初めての挑戦であり、私たちもこれは五里霧中ではありませんけれども、今何が足りないかと、伊仙町は非常に衰退していくような傾向がありました。農業高校がなくなる、鹿児島銀行がなくなる、そして、人口減少には他の自治体よりも激しい状態で人口が減ってまいりました。それをいかにして食いとめるかという窮余の策でのこの事業が計画から10年たって、今、伊仙町が、社会的に人口が増加している数少ない自治体でございます。

この3年間、毎年のように出ていく人よりも入ってくる人のほうが多くなっていると、また、いろんな政策が功を奏したこともあるかもしれませんが、もともとある地域力が健康長寿であり、出生率日本一という栄誉をかち取っている状況でございます。そういったことの中で、この優先順位に関しまして、一つは、例えば、学校の建設に関しまして、犬田布小学校、犬田布中学校という順番を、犬田布中学校を先に建設したということは正解だったと思っております。県が強く伊仙町の中学校を一つ統合しなさいという大きな流れの中で、議会の方々、地域の方々の声を聞いた結果、そのようにして、これから学校をどんなことがあっても、小規模校も3中学校も存続させるという大きな流れをつくったきっかけだと思います。

これからいろいろ質問がある中で、百菜や貸工場の話などは後ほどまた説明をしますけれども、そういった形で成果は短期的には判断できない点もございます。この5年間、6年間の間、農業振

興計画が思うように進まなかったと、そういった、だから自然災害を、伊仙町の農家の方々は全員で乗り越えてきたと思います。これからダムができて、今年はいろんな形で農業には追い風が吹いてまいりました。そういったことがあっても伊仙町民は、人口がふえてきたという、このことこそが成果だと私は総合的に考えております。

これから住宅政策やこの農業研修センターなど、また、あらゆる次のことをやっていかなければなりません。そういった意味において、この費用対効果というのはいろんな長期的に見て、いかにしてこの好循環を生み出していくかということになると思いますので、1つの事だけを見るのではなくて、全体的にいろんな総合的に判断していくことが大事ではないかと思っております。

2番目の公共事業の入札については、副町長のほうから答弁をしていただきます。

3番目の事業を計画立案するときに調査研究は、これ、総務課長のほうから費用対効果、それから、数値目標などを県との交渉など含めて詳細に説明をしていただきたいと思います。

○総務課長（池田俊博君）

美島議員の質問に町長の補足で答えていきたいと思っております。

まず、本町においては、平成27年3月に第5次伊仙町総合計画を策定し、「雇用・定住・所得増に挑戦する活気あふれる伊仙」をキャッチフレーズとして、さらなる町政発展を図るために、町民一体となって町政運営を進めているところであります。

過疎、高齢化に歯止めがかからず、若年層を中心として就職、進学等による人口流出が続き、担い手不足、国や県との所得格差の拡大、地域社会の活力の弱さという課題から脱却するため、徳之島が世界自然遺産候補地となるなど、豊かな自然環境、島唄や闘牛といった独自の伝統文化、合計特殊出生率全国1位を2期連続続けるなど本町を取り巻く社会経済情勢も大きく変化しているところであります。企業誘致や6次産業の育成、さらに、まち・ひと・しごと創生伊仙町総合戦略に掲げられた将来発展の可能性を秘めた施策への転換を迎えることから、これらに対応した町政運営が求められているところであります。

以上を踏まえまして、質問の内容であります①公共事業における費用対効果ということですが、さきにも述べましたが、総合計画においては、数値目標による目標、効果の設定、まち・ひと・しごと総合戦略においては、重要業績評価指標（KPI）を設定し、いかに少ない予算で効果ある事業を行い、町民サービスの充実、雇用・定住・所得増がいかにできるかに重きを置いて事業を執行しております。総合計画においては3年をめぐりに、まち・ひと・しごと総合戦略においては年度末に達成度を判定し、計画、事業の見直しを行う予定としております。

続きまして、公共事業の入札についてですが、この件に関しましても、町の指名委員会等において、公平・公正に実施されているものと認識しております。

③における事業計画を立案するときの十分な調査研究でございますが、まず、事業を実施するに当たりましては、課内における協議、財政課との合議、類似施設等への調査、視察、県担当課との調整、また、奄振事業ともなれば、国交省とのヒアリングを踏まえ、行われているものと認識

しているところであります。

以上、公共事業の執行について答弁をいたしました。

○14番（美島盛秀君）

公共事業の執行についてでありますけれども、10年計画の中で、十分計画を立ててやっているということでもありますけれども、私が問いたいのは、その計画がスムーズに実行に移されているのか、過去においての事業のことを私は言いたいわけでありまして、町長の答弁の中でもほーらい館を取り上げて費用対効果についてもありました。確かに、ほーらい館においてはすばらしい施設ができましたし、私のこの事業においてはよかったというふうに評価をいたしております。

しかしながら、今、8年目、9年目でしょうか、ちょっと足踏み状態じゃないのかなと、会員数も七百七、八十人だったと思いますけれども、会員数の初期の目的、千二、三百人から1,500人と、こういう初期目的がまだ8年たっても達成できていない、そういうところも見直さなければいけないのじゃないかな。あるいは費用対効果につきましては、健康増進のために大いに役立っていることは全町民が評価をしているところでありまして、ところが、まだまだ一般財源からの繰り入れが多額に上っていると。あるいは中には、バスで町外からの客を乗せてきても町外の人たちのためであって、町内の役には立ってないという意見等もあるわけでありまして、こういうようなことを取り上げて、1つ1つ精査をして、調査をして、費用対効果を出し、そして、町の財政を圧迫しないような、そういう計画が私は必要じゃないかと思っておりますので、そのことについてお願いをいたします。今後、どういう考えでいるのかお尋ねをいたします。

○総務課長（池田俊博君）

今、ほーらい館の関係でお話がありましたが、徳之島交流ひろば、ほーらい館をつくった目的は先ほど町長がおっしゃられました。その中で、職員等の関係で町のほうから3,500万円ほど繰り出しをしている状況であります。しかし、この中においても国保の事業とか、あと高齢者の事業、あと今ではスイミング教室等で児童生徒の育成等に関しても、この数字ではあらわされない点等があります。そういった観点等も踏まえまして、これから、また一步一步、精査させていきながらやっていきたいところであります。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

午前中の同僚議員の質問の中でも、長寿命化の件で、50年の計画ということがありましたけれども、長い計画をしても最終的に結果を見るのは、先ほど言いました若い人たちです。その若い人たちがどうしてこの伊仙町のために頑張っていけるかという本当の意味での計画をしていかなければ、私は何の効果も出てこない、あと50年後、この議場の中にいる誰がいらっしゃるか、そういうことを考えて本当に真剣にそういう計画をやっているのかどうか、私は疑問になるところであります。ほーらい館については、私は、評価はいたしております。しかし、事業、2番目の公共工事の入札について公平で公正で行われているかということについて、2回目の質問をいたします。

公正、公平に行われているという答弁でありましたけれども、私が調査をしたら、町長は9月30日に後援会事務所で業者に何か依頼をしたと、そういうこと等から考えてみて、何かこうぎくしゃくした公平・公正に行われているとは私には考えられません。そういう中で、特産品製造販売プロジェクト事業、それから、企業誘致促進事業（貸工場）、この入札指名推薦協議書あるいは入札執行調書を見ましたけれども、ちょっとおかしな点があると思いますけれども、何か気づいた点がありましたら、答弁をお願いします。

それと、定住促進住宅建設の喜念団地の件について、この3点の結果についての答弁をお願いします。

○議長（琉 理人君）

②の公共工事の入札についての公平・公正に行われているかという質問の中の今、質問でございますね。それでは。

○14番（美島盛秀君）

公平・公正で行われているからということですが、私は、そういうちょっと疑問を感じるので2回目の質問をお願いします。

○総務課長（池田俊博君）

先ほどの答弁とまた重なるとは思いますが、入札においては、公平・公正に実施されているものと認識はしております。

○14番（美島盛秀君）

同じような答弁ではありますけれども、じゃあ、私からちょっと説明しましょう。

一つだけ取り上げて言いますと、平成27年度企業誘致促進整備対策事業において、指名推薦を受けた業者が推薦を受けながら、入札には参加できないというのがあります。これ、一体どういうことですかね。

○議長（琉 理人君）

しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの件に関しましては、再度調査を入れて、またお答えするようにいたします。

○14番（美島盛秀君）

それでは、しっかりと精査をしていただきたいと思います。

それじゃ、質問をかえて、特産品製造販売プロジェクト事業において、これは当時の新聞ですけ

れども、当時の3月議会、3月31日まで会期を延長して本当に熱心に議論を尽くしました。そういういろんな修正動議など出された経緯もありますけれども、そして、地元業者育成ということまで出てきました。そういう関連で、この特産品製造、販売プロジェクト事業、それから、今の企業誘致促進事業、この2件とも伊仙町の地元の業者育成にはなっていません。島内でもない、島外業者が落札をしている。なぜ、そういう結果に至ったのか、町長の考えを聞きたいと思います。（発言する者あり）

○議長（琉 理人君）

今の質問が、島内業者育成のためにやっているのが、島外業者が落札したということですので、このなぜかということに関しては、入札の結果でありますので、それはこちらも指名をした業者との、向こう側の意見わからないので、入札結果ということをちゃんと答弁をしていただければいいかと思いますが。（発言する者あり）

○副町長（稲 隆仁君）

大変申しわけございません。その当時いないということで、逃げるわけではございませんけれども、再度再調査しないと、どの工事のことを言っているのか、例えば、多分、町外業者を指名したということは、町内業者で施工に若干の無理が来るのかなということで町外業者を指名することがありますけれども、そうだったのか、そうでなかったのか、別の意味があったのか、調査しないとはっきりしませんので、この場でどうこうと言える状況ではありませんけど、ご了承いただきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

深く突っ込みませんが、私は、常日ごろからこういうことをもう何年も申し上げてきました。当時いなかったからとか、それは答弁にならないですよ。そのことについて、私が、指名委員長に当たる副町長の在任期間をちょっと調べました。町長が任命をします。議会で承認をします。そうすると、副町長不在という期間が大分ありました。そういう人事とか、あるいは職員の異動、こういうことも私はもうちょっと真剣に考えてやらないと、つい10月1日付で異動をしていると、本当に考えられないようなことが今の伊仙町の現状であるというふうに私は認識をいたしております。

そういうことで、今の質問に対しましては、私は島外業者が落札しているということで全く公平・公正でもなければ、あるいは費用対効果もないというふうに受けとめておりますので、ぜひ、しっかりと精査をして、次回にはきちんと答弁ができるようにしていただきたいと思います。

時間がありませんので、次に進みたいと思います。

1番目は終わりました、2番目の直売所百菜の運営状況であります。

まず、百菜、企業誘致プロジェクト、プロジェクト事業につきましては、いいです。企業誘致と2、3はいいです。1番と4番、まず、1番目の答弁をお願いいたします。

○町長（大久保明君）

公共事業の執行についてですが。

直営所百菜の運営状況について、百菜の売り上げが年間1億6,000万まで伸びております。また、きゅきゅ便など島内のあらゆる6次産業化が今、百菜に来て全国に販売されております。また、あそこは徳之島交流ひろば、ほーらい館と同じように3町から多くの方々が来て、徳之島町の人も天城町の人も、ほーらい館バスは町外の人のために使っているのではなくて、伊仙町に大きな交流を生み出すために使っているわけでありまして。ですから、過去、伊仙町に余り来なかった方々が、亀津の人でも伊仙にはこういうすばらしいところがあるというふうな効果を出ているわけでありまして。百菜もまさにそういう交流の場が生まれているということは大変すばらしいし、ただ、運営状況に関しましては、このAコープと、それから、コンビニエンスストアができて、一時、売り上げが下がりましたがけれども、この1年また持ち直しております。その状況の中で、内部でのいろんな問題点が生じておりまして、総会の開催等、今、しっかりするように指導しております。そして、どういった形で組合と百菜がうまくいくか連携して、もっともっと魅力ある百菜にしていくように努力が進んでいる状況だと思っております。

(発言する者あり)

○14番(美島盛秀君)

確かに、人の交流ということにおきましては、すばらしい結果が出ているというふうに私も考えております。しかし、私は、町の財政面のことから考えると、1億5,000万ぐらいでしたか、当時の予算かけてつくった施設でありますけれども、全くその効果があらわれてないと。私が今言っているのは、費用対効果の問題等々含めて言っているわけですが、今現在、組合員何人いますかね。

○経済課長(元田健視君)

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

百菜出荷組合の会員が約270名いると思っております。

○14番(美島盛秀君)

以前にも私、このことについて、ちょっと運営状況がおかしいということで質問をしたことがありますが、ここに徳之島交流ひろば農林水産物直売所管理運営業務委託契約書というのがあります。これは26年4月1日から、31年3月31日までの5年間です。5年間の契約でありまして、その中の報告というところがあります。第11条、「乙は、直売所の管理運営状況及び雇用状況を毎月甲に報告しなければならない。また、年間の管理運営状況等を総会終了後、速やかに、甲に報告しなければならない」という第1条にうたわれております。以前に質問したときには、そういう契約書ないということでありましたが、探してみたら出てきました。今、手元にありますか。

○経済課長(元田健視君)

徳之島交流ひろば農林水産物直売所管理運営業務委託契約書は、はい、手元に持っております。

○14番(美島盛秀君)

その件について、私、以前に、町長に報告は出ていますかということをお尋ねしたら、報告受けてい

ないということでしたが、今現在、報告受けていますか。

○経済課長（元田健視君）

この中に、毎月、雇用状況及び管理運営状況を報告するということになっておりますが、現時点で報告はなされていない状況です。この分に対して再三、直売所百菜のほうに出向いて、口頭で提出をお願いしていますが、いまだまだ整理がついてないということでも出されておられません。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

それじゃ、5月議会での答弁で、5月中に総会を開いて組合長を含めて話し合いをして、その結果を報告しますということでありましたけれども、5月29日の総会には組合長も出席しないと、あるいは定足数に達するに流会があったということで、10月27日だったですかね、ついこの前、総会を開いて、その中でも過半数に達しなかった。今二百何名と言いましたけれども、過半数だったら百何名ですけども、50人そこそだったと、全く町としての今までの事業のそういう結果、そういう費用対効果等を含めて全く無知、頓着ない、こういうような状況で何億もかけた事業が平気で進められ、今現状やっている。町長は、そのことに関して町長のみずからの今までやったこういう公共事業における運営状況等を含めて答弁をお願いいたします。どういう見解をしているのか。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの美島議員の質問ですが、1つ訂正をお願いしたいと思います。

9月29日、これは組合長も出席されています。出席されてその中で、監査報告等をされてないということで一応この分が流会、このときで監査委員を決定しまして、今までの監査委員がやめて今不在という状況で監査報告はできないということで、今回、その時点で監査委員を決定しまして、10月27日に再度、百菜出荷組合の臨時総会という形で行っております。その中で監査報告したのですが、監査報告の中で領収証と収支がちょっと合わないところがあるということで、その旨総会の中で報告して、この分に関しては、今年度3月末までにはしっかりと報告できるようにするというので、その中で決定しております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

それでは、私の勘違いでした。これが29日のときの会合が成立しなかったということは聞いておりますので、その後、10月27日、そのときに過半数に達しないのに組合長はもう辞任したと、もう組合長がいなかったというような話を聞いていたので、その組合長の件に関しては、規約で、理事会で、総会で認めた後に承認にすることになっていると思いますが、理事会が成立しないのにまだ組合長が存在する状況ですが、そこらあたり、今後の委託関係の運営状況、今後、どういう流れでいくつもりか答弁をお願いいたします。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えします。

組合長、9月29日の分で過半数は達しておりました。委任状と出席者不在、その時点で組合長は辞任するということが話はできていますということです。あと、10月27日の分に関しては、定員が達しなかったということで、報告という形で一応行っております。そして、今後の、これは直売所百菜の件ですが、平成28年10月より直売所百菜の運営の健全化に向けて窓口担当職員を設けて、今、健全化に向けてやっているところでございます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

ここに27年から28年の決算報告書なるものがありますけれども、その中に、代表者借入れ、負債合計の中に、3,000万の中に入っていますが、現在、負債が3,017万2,912円あると、その中に代表者借入金というのが2,517万2,912円あるということになってはいますが、この負債について、今後、どう扱いをしていく予定ですか。

○経済課長（元田健視君）

27年度の年間決算で833万2,000円、あと累積損失ということで2,517万2,000円ということで決算書に上がっています。これに関しては、窓口担当職員を設けてこの分の健全化に向けて頑張っているところでございます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

町長はこのことを、運営状況を知っていましたか。

○町長（大久保明君）

運営状況に関しましては、総会等の問題、経営等の問題に関しまして、議会で何回も取り上げられました。その都度、私も現場に行き、そして、担当課長ともいろいろ指導をしてまいりました。そして、今回、今年のこの半年間ほどのこともいろんな状況は、具体的な細かい点は聞いておりませんが、総会の開催とか今後の運営委員会を設立して、3月までに健全化していきたいという話などは聞いております。

○14番（美島盛秀君）

この負債の中には、町の貸付金の500万も含まれているわけです。町の財政が注入されているということからすれば、やはり危機感を持って、町長はこれを監視していかなければならなかったのではないかと、私は町長の責任は十分あると、その責任問題に関して、町長は、今後、どうとっていくのか、そこらあたりをしっかりと執行部を中心にして考え、また、次回には答弁が聞けるものかと思っておりますので、しっかり検討をされておっていただきたいと、こう思います。

じゃあ、それでは、百菜については以上ですけれども、2番目のさっきの入札関係では終わりましたけれども、企業誘致促進工場マルコの運営状況について、9月議会で調査に行きまして、まだまだ従業員が少ないと、4人であったと思いますけど、今の状況、どういう状況かお尋ねをいたします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

現在の日本マルコ株式会社稼働状況ですが、製造員6名、検査員2名の8名体制で、コネクタを中心に製造・検査を実施している状況であります。今後の見通しについてなんですけど、現時点では、コネクタを中心に製造と検査を実施していますが、今後は、各種ハーネスという製品も製造・検査を行っていくという予定になっているそうです。

求人については、次年度に、徳之島高校、樟南第二高等学校の2校に対しても新規募集をかけていく予定だそうです。あと、パート募集などについても木曜ガイドの他、町のホームページに掲載し、募集をしていきたいという考えだそうです。

○14番（美島盛秀君）

総事業費が、約5億ですけれども、それもほとんどが起債です。借金です。そうしますと、今後、10年間契約しているわけですが、うまくいけばいいし、もちろん成功させなければいけません、町のそれだけの負担になりますので。そこで、以前に契約時点で責めの部分、もし、10年以内で撤退するときに補償しますか、これだけの罰金を取りますよという責めの話し合いをするという、町長、その条項がなかったからね、するという答弁でありましたけれども、町長、その後、そういう契約の内容について話し合ったことがあるのかどうかお尋ねします。

○町長（大久保明君）

今、未来創生課長から説明があったとおり、日本マルコ株式会社には先般もお伺いいたしまして、募集状況に関していろいろ紆余曲折しております。今日、樟南第二高校の生徒さんたちもいらっしやいますけれども、各10人ずつ募集する予定でしたけれども、皆様方、1回は島から出たいということではなかなか応じることはできないということで、会社のほうも一旦は島外の関連会社、本社を含めて採用して、いずれ島に帰ってくるということであれば、進路指導の先生方もかなり理解を示している状況であります。そういう一つの方法と、もう一つは、先般、パートの方々の募集をしましたけれども、週3日という形、また、時間も短いという形で応募が少なく、そのうち5名を採用したんですけれども、最終的には2人が今、加わったという状況でありますので、それに関しましても、先ほど課長が答弁しましたけれども、この週5日制でいくような形も、今後、設けて募集をしていくということで、そのパートの方々の中から優秀な人材を正規職員にしていくという話があります。会社との最初のいろんな話し合いの中で、110人規模の雇用をしていくということで、それだけの今、エリアも駐車場もいろいろ造成をした状況の中で、社長、そして、責任者の方々は、これは必ず自分たちは全力を挙げて支援していくと、場合によっては、本社をこれ以上拡大するのではなくて、徳之島工場にメインのような造成をしていきたいという話まではしていますので、具体的に、何年までにどうしなければ撤退するということは、もう、私は絶対ないとは言いませんけれども、日本マルコのいろいろなMR Jとかいろんな信頼関係を言えば、会社もあれだけの投資とか貸し工場を伊仙町につくったわけですから、それは会社の命運にかけてやられることを私は

信じておりますので、まだ、そういうふうな具体的な撤退をしたらどうなるかという話などは、私は今のところ、していない状況であります。

○14番（美島盛秀君）

もちろん、決して撤退などさせてことは許せないことでありまして、10年契約でありますので、しかし、その中に10年以内に撤退した場合には、その10年分の残った分の賃貸料ぐらいは払うという条項を入れたほうが私は無難だと思います。今年は、去年から一年分は月30万ですので360万、例えば、残り5年間出してあった場合、残り5年間の分の360万掛ける、その分の損害は町に補償するというぐらいの最低限の補償は、私は責めの部分で入れてほしいと、そこらあたりは、今後、また検討していただきたいと思います。

そして、また、私が1番のところ、調査研究をしっかりと行ってやってきたのかということで、ちゃんとやってきましたということですが、私が持っているのでは、年間の2014年、13年度には6,000万、7,000万収益があったのに、利益があったのに、去年は1,600万しかない、恐らくこれは島にそれだけ設備投資をしたからそれだけだろうとは理解はできます。しかし、こういう調査等をしっかりして今後やらないと、長い目で見たときには大きな財政負担につながってくるというふうになりますので、ぜひ、こういう大型事業をやるには長期的な計画、そして、調査をしっかりとやっていただきたいということでありまして。今後、契約条項等を入れて、安心して町が貸し出せる、町民が納得をいく、そういう規約をつくって委託契約をしていただきたいと思っておりますが、今後、それは、実現は可能ですか、町長。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

これは、我々が日本マルコ株式会社様に、もしも徳之島のほうに進出してくださいということでお願いをしてやっと来ていただいたという経緯等もありまして、契約の段階において、そういった罰則条項とかそういうのを載せるといったこと自体が、少しニュアンスが違っているのではないかと、少し感じではあります。各企業様によりまして、それは、各年度で、収益率、そういうところは、少しはあると思います。でも、今のところ、受注のほうは少し減っているという段階で、これはMR Jが本格稼働という形になってくると受注のほうも増えてくる、それはまた会社の利益のほうも上がってくるということでございますので、それを単年単年で見ながら、今悪いからということではなくて、長期的視野で立って、そういうのもまた調査していかなければならないと思っております。

○14番（美島盛秀君）

大事な伊仙町の財政を預かっている執行部ですよ、その企業の機嫌をとって誘致するのですか。企業はもうかるためにこっちに来て会社を持ってくるわけです。利益を上げるための企業ですよ。公的、こういう役場とか、あるいはこういう事情が全く違います。それは執行部の立場でしょう。職場の少ない、雇用の場が少ないから頭を下げてやってきたというような、そうでしょう。ところ

が、じゃあ、言いましょう。最初に6億5,000万自分たちでやりますと言いましたよ。説明がありました。ああ、これはすばらしい企業が来ると、みんな推薦しました。みんな誘致運動しました。議会を上げて誘致運動しました。ところが、一年もしないうちに、公共工事出すと言いだした。それ以上は言いません。そんな町の5億も使う財政を注入しとってやるような事業、調査研究、そういうこともきちんとしないでやるというのは、私には町民は納得いかないだろうと思いますので、ぜひ、このマルコが成功して当初の120人、10年以内で120人の雇用が生まれ、そして、町民税とか、あるいはいろんな税金とか入って、伊仙町の財政を豊かにできるような努力をしていただきたい、そのために長期的計画というのがあるはずで。それが執行部の職員のこれからの腕の見せどころだと私は思っておりますので、いつも私は言います、オール伊仙でやりましょう、未来創生課がやるのではなくて、みんなが一丸となってやる、それに議会や町民が協力する、これが本当の車の両輪の役割じゃないでしょうか。そういうことを申し上げておきたいと思います。

○町長（大久保明君）

今、課長が申し上げたのは、各年度でいろんな状況あるということで、それは、MR Jが来れば飛躍的に伸びていくというのは、誰の目にも明らかであります。さきほど、いみじくも美島議員が、子供たちが今日来ていると、我々は、もう次の世代のためにこの町をどうしていこうか行政は恐らく必死で考えております。それは、美島議員も我々も次の世代のため、どうしようかということは同じ思いであります。日本マルコ株式会社を、議員も言ったように、みんなの力でどうして行こうかということで今日の質問はあったと思います。ですから、我々も指摘はしっかりと受けとめて、次の段階にやっていきますので、町の職員が、あの会社のために、誘致した会社は責任を持ってやっていこうということは思っているわけですから、そのことだけは理解していただきたいと思えます。みんな次の世代のことに、子供たちのために、いかにして子供たちをふやしていこうかと、こういう人口を増やして企業を誘致して雇用を生み出していこうかということを一生懸命やっているわけです。

○14番（美島盛秀君）

私は冒頭に、このことを高校生が傍聴に来ているから言いました。あなたたち将来の若い子供たちのために一生懸命、執行部も議会も取り組んでいるということをやったでしょ。

○議長（琉理人君）

しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時20分

○議長（琉理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島盛秀君）

それでは、今の企業誘致の促進事業の件ですけれども、まだ、その事業は続いていると思います。予算の執行残とかあると思いますけれども、その執行残、今、幾らあって、今後、どういう計画がなされているのかお尋ねいたします。

○未来創生課長（久保 等君）

繰り越しがされてある金額は約4,000万ありまして、今回、企業誘致をする施設用地内の造成がまだ終わってない箇所がありまして、その後も造成工事をする予定であります。残りについては、周辺の道路等環境整備、排水関係を計画しているところであります。

○14番（美島盛秀君）

まだ、執行残もあるようでありますので、ぜひ、これからこういう大型事業をやるときにはなるべく執行残が出て、そして、その執行残で、また他の事業がその予算内でできるような有効的な予算の活用をしていただきたい。また、今後、その残った予算で企業誘致、いろんな造成とかやって、あると思いますので、有効的な費用対効果が出るような、町民に納得できるような事業効果がでるようにお願いをします。

それじゃ、次に、特産品加工工場についてお尋ねをします。

この、伊仙町特産品加工工場の管理に関する基本協定書、この中の第8条に「施設を利用する黒糖その他の特産品の製造・販売に関する業務」という条項がありますけれども、このその他、黒糖はもちろん今つくっています。そして、当初の事業計画の中で、きびジュースとかジェラードとか、あるいは島の島地豆とかコーヒーとかいろんな特産品を使って、加工品をつくって販売するのだという当初の目的がありました。その中で、この1項にうたっているのがその他の特産品と私は受けとめておりますけれども、今、その特産品の販売状況、今後の見通し、どうなっているのかお尋ねをいたします。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど美島議員がおっしゃったとおり、黒糖の製造販売については、計画どおり順調に行っているところであります。また、第2期計画のスイーツの開発については、28年11月7日に、徳之島かんかんファームの株主総会がありまして、今期の製糖終了後に、このスイーツの開発及び試験販売を行っていくということで、この試験販売でいろいろ感触がよければ、それを大々的にまた販売していくという計画を、今、しているところだそうです。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

今、株主総会でそういう販売する流れをつくっていくかあるという答弁ですけれども、私がかんかんファームの謄本をとって見たところ、最初の50株から今484株に増えて、去年の4月現在で資本金が2,420万にふえています。そういうことで、こういう事業が今進められていると思います。例え

ば、2,400万ぐらいあれば、その10倍ぐらいの資金の借り入れもして、事業が推進できるということがありますので、2億、3億ぐらいの施設は可能じゃないかなと。そうすると、最初の目的であったキビジュースだとかジェラードとかいろんな工場が建って、そして、島の地産、特産品の販売につながってくるということになると思いますけれども、その株主、今、たしか5人と聞きましたけれども、5人でそういう株主総会やって、そういう事業を進めるという計画があるということで、その計画的内容はまだはっきりはしていませんか。

○経済課長（元田健視君）

11月の株主総会において、スイーツの開発をする、株主が集まった時点で開発をすると、その分の試験販売をしていくということが一応、その株主総会の中で決定したということです。それに向かって製糖終了後に行っていくということです。ただし、この設備投資に関しては、まだ、現時点で、既存の製造工程を使いながらできる分を開発していく。それが、大々的にできるようであれば、工場の建設とか行ってもというふうにつながっていくと思います。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

やっと、先が見えてきたような事業効果が出てきたのではないかなと思います。ぜひ、この事業が最後まで達成できて、地元の特産品が販売できるように、今、地方創生の時代で、一生懸命執行部の皆さんも取り組んでいますので、こういう地域おこしにつながると思いますので、連携をとりながら進めていっていただきたいと思っております。

これで、1番は終わりたいと思います。

2番目の出張旅費、町長交際、資産公開についてお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

年間、いろんな形で出張は行っております。例えば、今、いろんな役職があった場合の旅費は、ほとんど団体、協議会のほうから出ます。その旅費が半分以上の状況ですけれども、この詳細については、また、総務課長のほうから答弁をしていただきます。

○総務課長（池田俊博君）

美島議員の質問にお答えします。

旅費の支出負担行為ということですが、伊仙町職員等の旅費等に関する条例並びに伊仙町職員等の旅費支給規則の規定にのっとり、まず、旅行命令権者の発する旅行命令または旅行依頼によって、これが行われます。決済がおきた段階で、空路、水路の別、路程の計算、運賃の算定、条例別表第1による宿泊料、日当の決定を行い、出張年月日、帰庁年月日、出張期間、用務、旅費算定額の明細を記入した書類を添えて、伊仙町財務規則第38条により町長または町長の権限の委任を受けた者が配当を受けた予算の範囲以内によって、これを行っているところであります。

○14番（美島盛秀君）

旅費については適正に支出されているということだろうと思います。条例に従ってやっていると

いうことでありますので、わかりました。そして、この支出負担行為あるいは支出命令書の戻入精算書というのがある、さっき、町長からあった他の団体からの旅費が出た場合には、町から戻すということで、こう見てみると、何カ所かあります。それはわかります。これは28年度の一般会計の総務費、当初が590万ちょっとで、現在が260万ちょっと残っているわけですが、その中で、決済していく中で、旅費が支出されるということになると思いますけれども、過去、8月の臨時会だったと思いますけれども、費用の日当の問題でときに私が鹿児島の旅費7,000円、そして、県外9,000円の件について質疑をしましたけれども、そのときに、町長は調査をして報告しますという答弁がありましたけれども、過去のそういう鹿児島での宿泊料、これについては返納する考えがあるのか、戻し入れということが、文言がありますけれども、戻し入れをする考えがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えします。

旅費の中において、宿泊料に関してですが、伊仙町職員等の旅費等に関する条例の第6条第7項において、宿泊料は旅行中の夜数に応じ、一夜当たりの定額により支給するという規定であります。伊仙町の職員としては、この条例を遵守しながら、慣行として宿泊料をこの定額で支給してきたところではありますが、近年の諸情勢によりまして、宿泊料においては宿泊料金が一切必要としない場合においては、宿泊料は支給しないというようなマニュアル等もこれまで国のほうからも出ています。そこで、今の状況においては、これを精査するということに関しては、なかなかできにくい状況であり、また、これから先において、この国の基準、マニュアル等を遵守しながら支給の方法等を議会の皆様と話し合いをしながら、これからマニュアルを決定していきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

そうすると、今の答弁では、払わなくていいというふうに受けとめられますが、払うつもりはないということですか、町長。

○総務課長（池田俊博君）

町長が監査の請求とかそういうのに関しまして、旅費の返納命令を受けた場合においては、それは返さなければいけません、なかなか町長のほうから直接返すという、こういうようなところのやり方というのが、今のところはできないということでもあります。これを全て精査して、そして、返納命令を出して、それから、返納をさせるという形がとれば、また、そういうようなやり方でできるようにしていきたいとは思っております。その場合においては、職員全ての分に関しても同じような精査が必要となってきます。その精査に関しても大分時間がかかると思いますので、そこら辺のところは、また、十分な精査をやってまいりたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

それは、いろいろ精査する、調査する必要はあると思います。しかし、今、社会全体の風評とし

て、東京の舛添知事、あの問題は皆さんがご存じのとおりであります。また、全国の県議会の政務活動費の問題等々いろんな問題が社会問題となって出てきております。この支出負担行為兼支出命令書と、あるいは精算書、戻入命令書等を見てもみますと、8月の臨時議会でそういうことが出る以前は、全部出ているわけですね。明らかにしているということがわかっているわけです。精査する必要もない。見れば計算するだけでわかる。そうじゃないですか。それを今から監査請求が出たら出すとかね、それは必要ないと思いますよ。町長の心次第。私は、そこは町長の政治家としてのモラル、倫理観だと思いますけれども、町長ご本人はどうですか。

○総務課長（池田俊博君）

今現在、町のほうとしては、財務規則と旅費の規程等によって、このように支給はしておりますが、これから先は、状況等を判断しながらやっていきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

私には納得がいきません。過去、14年ですよ、14年間こういうことをやってきたわけですから。町長であれば、こういうことはわかっておいて、決済をしなければいけないと思いますよ。自分で命令を出して決済をして、それで、もらって決済をしているわけですから、十分わかっていると思います。そして、領収書等を資料として請求したら、何か個人情報関係で出せないということでもありますけれども。議会で認めた予算ですよ、これは、旅費と総務費も。議会で認めた、どうぞ使ってくださいといった予算を公表して、これだけ使いました、無駄遣いがありました、これは返しますと言えないというのは、私は、町長のモラルにも欠けると私は思います、町長本人の本心を、返す気があるのか、ないのか、お尋ねいたします。

○副町長（稲 隆仁君）

総務課長の答弁に、若干補足したいと思います。今現在は、職員であれ、町長であれ、伊仙町の条例の旅費規程にのっとって支給しているわけです。だから、どこに泊まるとかいう感じのところの追及は今までもやってきてなかったし、どこのホテル、安いホテルとかどうのこうのとかがいふことを含めて、だから、旅費規程にのっとって、条例にのっとって支給しているわけですが、今後、国がこういう方針というか、今、明らかに宿泊がそこにあると、宿泊費がかからないということにおいては、支給しないという方向というか、そういうふうな形で出てきているので、今後、これを参考にしてどうするかと、町の条例を変えなければいけないわけですから。そういうことを話しているのであって、今の現在の支給は、町の条例にのっとって、きちっと条例どおり支給しているということでございます。

○14番（美島盛秀君）

もう一度確認します。払わなくていいと、払い戻ししなくてもいいという条例は、条例の何条の何項にありますか。ちょっと、もう一度教えてください。払わなくていいから、今から条例を変えろというのでしょ。

○議長（琉 理人君）

しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時55分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島盛秀君）

この問題については、今、法的な根拠でありますので、私も勉強不足でまだ理解に苦しむところですので、今後、私も勉強して対処していきたいと思っております。

次に、町長交際費のことについてお願いいたします。

○町長（大久保明君）

町長の交際費でございますけれども、平成26年度が104万1,019円、平成27年度が71万3,906円、平成28年度が現在、46万317円となっております。その中には、いろんな香典等も入っています。それから、いろんなお客さんが来たときの地元での食事等、各課でのいろんな重要ないろんな、これは場所代とかそういうのも含めて町長の交際のほうから、今、出ている状況でございます。詳しくは、また、総務課長のほうから答弁をしていただきます。

○総務課長（池田俊博君）

美島議員の質問にお答えします。

交際費ということは、地方公共団体の長またはその他の執行機関が行政の執行上、あるいは当該団体の伊仙町の利益のために、伊仙町以外の者と公の交渉をするために要する経費であります。町長一人が使うのではなく、町の交際費として使用させていただいております。祝儀や寸志、見舞い、香典、餞別、弔慰金などとして支出しております。先ほど町長からありましたが、年次的に減少はしておりますが、町長が現在、全国離島振興協議会の理事、町村会の役員職等も担っておりまして、国や県へ出向く業務も多くなっております。

また、地方創生事業関連として、長寿、子宝、合計特殊出生率日本一ということ等もあり、全国から視察等も多くなっている状況であります。さらには、地方創生の取り組みで東京でもシンポジウムを開いており、また、今回においても、徳之島においてシンポジウム等も開催をいたしました。

町政運営上、どうしても必要な支出するものでありますので、また、どうしても最近においては足りない場合には増額ということで補正をさせていただいている状況であり、また、その補正においても議会の皆様のご理解を得て、適切な予算執行を行っている状況であります。

また、3町においても、徳之島町は大体80万円、天城町においては大体90万円が予算措置されているような状況でございます。

○議長（琉 理人君）

残り28分ですので、時間配分をお願いいたします。

○14番（美島盛秀君）

この町長交際費について、他町村の今言われたように、私もちょっと資料をいただいて見ておりました、さっき答弁があったように慶弔費とか、また、祝い金、弔慰金など、いろんな出費が、交際費があります。その中で、こういう予算が計上された以上は、透明性のある、例えば、領収をつけてきていると、提出ができると、あるいは町長はトップセールスマンですから、今言われたように、みんな伊仙町の利益のために頑張っているわけですから、これで少なかったら増額もして使っていると思います。そういうところの透明性を持たせて、今後、きちんと領収等をつけて報告ができるように、月例監査の状況等見れば、領収等も見ることができると思いますので、今後、こういうところもしっかりと我々も勉強していかなければいけないなと思いますし、町民がこういうことを知らないわけです。なかなか町民にこういうことを知らすことはないと思いますので、私自身、今回こういう質問ができたことをうれしく思っております、答弁がもたらえたこと自体よかったですと思いますので、今後、透明性を持たせてきちんとした整理をしていただきたいと思います。

次に、町長個人の資産公開についてお願いします。

○町長（大久保明君）

美島議員の質問にお答えいたします。

これは、総務課長がちょっと調べてありますので、総務課長のほうから答弁していただいたほうが適当だと思います。

○総務課長（池田俊博君）

美島議員の町長の資産公開ということですが、これは、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律、これは平成4年に法律が制定されております。その第7条の規定に基づいて伊仙町長の資産等の公開に関し必要な事項を定めることを目的として、平成7年10月9日、条例第18号として議会の皆様のご審議により、これが制定されております。

町においては、伊仙町長の資産等の公開に関する条例並びに伊仙町長の資産等の公開に関する規則にのっとり、資産等報告書の作成を年に一度行っている状況であります。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

町長の資産について、今、資料をもらいましたけれども、給与所得、それから、土地、建物、この3点出ていますが、この条例によりますと10項目ありますね、提出書類が。その中の衆議院とか参議院とか国会議員とかいろんなことを抜きにすれば、伊仙町長のその資産公開の条件、報告書、その報告書に基づいてきちんと、これは町長になった日から100日以内に作成しなければならないということで、恐らくこれは重要書類だと思いますけれども、4回の選挙の中で、このきちんとした資産報告書が4通ありますか。

○総務課長（池田俊博君）

これは公開条例ですので、一応、一度公開いたしまして、新聞のほうにも報道はされております。

書類は、前回あたりまでは残っている状況です。また、新しいのができたら前回は一応廃棄という形で、更新した場合にそれが残っている状況でございます。

○14番（美島盛秀君）

私はこの条例からすれば、この資産公開の今の報告というのは全く報告に当たらないと思いますが、この趣旨、この資産等報告書等の作成、この条例を見ても、やはりもっときちんとした報告書が必要ではないかと思えますけれども、町長、そういう報告書の提出はしておりますか。

○町長（大久保明君）

これは選挙のたびに報告はしております。

○14番（美島盛秀君）

選挙の収支報告書とはまた別ですよ。別ですけども、はい。

○町長（大久保明君）

これ、選挙に立候補するときにマスコミのほうからそういう情報が来て、それに記載して提出しております。

○14番（美島盛秀君）

ちょっと、理解しがたいですが、それは公職選挙法にのっとりた収支報告書であって、それは、むろん、もちろん我々も出します。我々は町村議会においては、こういう資産公開等は必要ないと思えますけれども、特別にこうして伊仙町の町長の資産等の公開に関する条例とうたっている以上は、はっきりとした資産の報告書を提出して、きちんと役場に管理をしなければならないと私は思いますが、そのあたりどうですか。

○総務課長（池田俊博君）

今、伊仙町の町長の資産等に関する公開に関する条例ですけど、その第3条にございまして、所得等の報告書の作成、これは就任の日を基準といたしまして、100日以内に毎年作成するようになっております。

○14番（美島盛秀君）

毎年ということは、当選した年の4月1日から3月31日で、毎年毎年報告するということですか。

○総務課長（池田俊博君）

規程にはそのようになっております。

○14番（美島盛秀君）

今回ですけども、4年ですか、5年ですか、その3年分はちゃんとして書類が提出されているということですね。

○総務課長（池田俊博君）

これは、町長の資産がわかるということですので、一番新しい報告書ができれば、前の部分に関しては破棄しても大丈夫だというように解釈しています。一番、最新の資産の公開の報告書があれば大丈夫だと思っております。

○14番（美島盛秀君）

それで、この資料では平成15年度から16年度の報告ということですね。ということは、15年度分ですね。16年度分は今から出すということですね。

○総務課長（池田俊博君）

現在の出ているのが、平成27年度でございます。平成28年度は、町長の就任が10月31でしたか、31日、それから数えて11月、12月、1月の末あたりまでに作成するように、今、しております。

○14番（美島盛秀君）

私がかう聞いたのですが、余りにも町長、資産が少ないなと思って聞いたわけですが、きちんと毎年出されているということですので、理解はしますが、今、町民の中でいろんな話が出てまいります。私も、正直、本人からいろんな話を聞いております。これは、あともってまたいろんな考え方、見方などがあると思いますので、深く質問をしないと思っておりますので、今後、十分こういう透明性を持った行政を進めていただきたいと思っております。

では、3番目の農業振興についてお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

農業政策についてでございます。

これは、平成27年に農業振興計画作成されまして、その後、JGAP等、それから肉用牛ヘルパー協議会、これはサポートクラブというものの設立など、また新たな挑戦が始まっております。詳細については、経済課長のほうから答弁をしていただきます。

○経済課長（元田健視君）

美島議員の質問にお答えいたします。

町長の話もありましたが、平成27年3月に伊仙町農業振興計画が、策定されてから2年目に入り、今年度は、農林水産物認証制度のJGAP、この普及に努め、伊仙JGAP協議会を16名で設立いたしました。安心安全な農業作物をつくり、より付加価値の高い農業を目指し、ただいま活動中です。また、総合的農業ヘルパー制度の設立として、伊仙町ゆいサポートクラブ、これ、伊仙町の肉用牛関係の分ですが、これも今年度7名を会員として設立し、今現在、活発な活動を行っているところでございます。また、畑かんの7月の通水を活用し、確実な反収向上を図るため実証圃展示など一歩ずつですが、進んでいるものと思っております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

確かに今、おっしゃられたとおり、農業振興計画は策定されました。私も委員の一人でありました。いろいろと意見を述べさせてもらう機会がありました。その中で、今、1年半を過ぎたわけですが、年何回かいろんな計画がスムーズに進んでいるのかどうかチェックをしようということで、農業振興計画推進農業戦略会議ですかね、これを立ち上げて、委員の皆さんでもチェックをしようと、執行部と連携を図りながら、この計画を進めていこうという会議を立ち上げましたが、まだ、

その会議の開催等もやっておりませんし、今の答弁ではスムーズにいろんな計画を進めているということですが、計画を進めるだけではだめですね。その成果をどうするかということです。だから、やはり執行部だけでなく、実際に農業をしている農家の皆さん、あるいは畜産の皆さん、そういう人たちが戦略会議を立ち上げていますので、そういう意見を聞くのも大事です。その戦略会議、今後、続けていく気があるのかどうかお尋ねいたします。

○経済課長（元田健視君）

美島議員がおっしゃるとおり、農業振興戦略会議、これは年に何回か開くということで決定していますが、昨年度は1回開催、今年度はまだ開催しておりません。これに関しても早急に開催して、計画の進捗状況、改善等について検討していきたいと思っております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

議会、答弁はやります、やりますとはよく言いますが、なかなかそれが実行できない。これが尾を引いて、結果的には実現できないということになりかねません。そこで、ここに生産額等の資料がありますけれども、去年の生産額が、サトウキビで11億5,000万、園芸で14億6,600万、畜産で12億3,000万、合計で38億4,700万の去年の農業生産額だと思います。それ以前は、三十二、三億で推移をしておりましたけども、去年は少し園芸とサトウキビと畜産等の値段がよくなりまして、相当の額が増えておりまして、さらに、今年度の28年度は、サトウキビも相当増えるのではないかという予想がされております。そういう関係で、今の段階ではサトウキビの生産額が合計で20万8,000トン、去年比で4万1,000トンも増えると、小型製糖を入れれば4万2,000トンですかね、伊仙町でも1万7,000トン増えているということは、相当の収益が見込めて、生産額も恐らく40億を超えて、また、畜産もいいですし、また、来年のジャガイモの価格もいいのではないかなと想像されますし、四十二、三億、ひよっとすると、45億ぐらいまで行くかもしれない。これは、天候とかいろんな条件等もそろってよかったわけですが、やはりこういう天候とか、あるいは自然に関係なく収益上がるような、こういう計画が一番大切じゃないかということで、今、畑総、畑かん事業の推進を進めております。その中で、今の70代、80代の人たちが50代の働き盛りの農家の人たちが推進をしてきたわけですが、80を過ぎたりすると高齢化でもう後継者がいないと、何かこう不安な状況になっておりますので、ぜひ、不安を解消して畑かん事業をスムーズに進んでいけるようなことを執行部のほうでも真剣に考えていただきたいと思っております。このことに関しては、毎回毎回、議会等で質疑等もやるわけですが、幸いなことに8月ですか、畑かん推進協議会が立ち上がりまして、建設協会から50万、役場から20万だったですかね、農協、南西糖業から116万の基金が募られました。それで、畑かん推進していこうという事業等も立ち上がっております。ぜひ、こういうことをみんなで勉強をしながら、農家と連携をしながら、地権者と連携をしながら取り組んでもっとも自然に左右されない農業所得が上がってきて、50億達成に向かって努力をしていただきたいと思っております。そのことに関して、町長の今後の農業振興の見解をお尋ねします。

○町長（大久保明君）

今年のような自然状況が続くことは、まず、めったにないことであります。

南西糖業の50周年の記念祝賀会がありましたけれども、その中で、その前に社長、そして、本部長などが来庁いたしまして、これは3町回って、サトウキビの反収向上推進会、そういうのが立ち上がって一年以上たちますけれども、これを現在のところ、なかなか前進しないという形の中で、これを強化するためにサトウキビ生産対策本部、サトウキビの話をまずしますと、生産対策本部が3町持ち回り3年ごとにしていますけど、その事務局を本部長のおる町ではなくて、南西糖業を中心としてやっていきたいという話がありまして、これ、徳之島町長とこの話をした場合、それは非常に前向きな建設的な話だということになっておりますので、今まで単収向上の協議の中で出てきたのは、各集落の調査員を廃止したことのギャップをいかに埋めるかということが議論して進んでいましたが、いろんな形で、例えば、バレイショのトラクターとキビのトラクターなどいかに連携をとって有効に使っていくかとか、今、永良部でやっているようないろいろな組合を統合してやっていくとか、そういうことなどをしていけば、効率的な反収アップにつながっていくということで、そういった受託組織をしっかりとつくっていかなければならないと議論にもなっております。もう一つは、徳之島ダムの水管理組合が、今後、伊仙町が、今、職員がいない状況ですので、事務局長、何とか伊仙町のほうにおいて、いろんな情報を集めて、これからダムの水がさらに有効に活用できるような形に持っていくということなどが大事だと思います。このキビの反収の格差をいかに是正するかと、水が来れば、これはもう、もちろん台風、塩害のほうは少し解決できますけれども、今、主にやっているカボチャとか水が来れば、どんどん反収が上がってくる。例えば、これはローズとかそういうものも反収や成長が大きくなっていくということで、バレイショに関しましても、1月、2月の干ばつには対応できることなど大変なメリットが出てまいりますので、そういうことも推進していかなければならないと。あと、徳之島の場合、このハウス園芸がおくれていますけれども、これは奄振のソフト事業の中でいろいろありますので、農家の方々ともう少し町のほうも協議をしながら、こういう補助率の高い事業をどんどん取り入れていくとか、今、ハーベスタのいろんな更新事業なども今年は補正予算で出てきましたので、そういうこともいろんな農家の方々と協力をしていきたいと。伊仙町は、今、若い農業者にいろんな補助金を出していることも、今後、成功例をたくさんつくりながら、こういうことも拡大していくなど、もう時間がありませんので、そういうことなども取り組んでまいりたいと思うし、今回の加速化交付金の中で出た農業高校跡の研修センターは、今、設計の段階に入っておりますので、こういうことも有効活用していくとか、先ほど申し上げた、この労働力を即対応するために元気な方々を島に、これはUターンであろうとIターンの方々を呼び込んで、そして、個々の農業指導しながら、小さくても畑を持っている方々が少しでも畑を有効活用できるようなことなど、地道な努力も同時にしていかなければならないと思っております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、農家所得、そして、全体の農業生産額が上がるような政策を、今後とも強力的に推進していただきたいと思います。いかんせん伊仙町の全体の町民所得も郡では低いほうです。ですから、それぞれの所得向上に向かってもこの農業所得が最も大切じゃないかなという気がしますので、頑張るようにしていただきたいと思います。

時間ありませんので、農業問題はこれにして、最後の教育行政についてお尋ねをいたします。

○教育長（直章一郎君）

美島議員の質問にお答えします。

全国学力学習状況調査は、本年度4月19日に小学校、中学校それぞれで、国語、算数、数学の2つの教科において実施されました。調査結果ですが、本町は小学校、中学校ともに全国・県平均を下回る結果となっております。傾向を見ますと、本町の児童生徒は漢字力や読解力、応用力を問う問題の解答に課題があると考えています。このことを受け、教育委員会では漢字力や読解力の土台となる家庭学習のより一層の推進を各小中学校に進めるとともに、漢字力検定など町から2分の1の助成を行うなどしています。また、応用力を高めるために、問題になれることも重要です。各学校で修業時の見直しとか、あるいは行間の活用等で応用問題に挑戦する機会を設けるなど対策を立てるように指示をしていきたいと、このように考えています。

また、本町の児童生徒の基礎学力や応用力を高めるには、やはり日々の授業の充実が一番重要と考えています。来年度、授業重視のための研修の充実だけでなく、個に応じた児童の充実に向けた特別支援員の研修の機会の充実など、一層推進していきたいと考えています。

○議長（琉 理人君）

美島議員の一般質問、2時から始まりまして今4時29分です。中に休憩が28分ありまして1分超過しましたが、これで規則により美島盛秀君の一般質問を終了いたします。次回に、またお願いをいたします。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。次の議会は12月7日午前10時から全員協議会及び各常任委員会を開会します。午後から本会議であります。

なお、各常任委員長は、この後、打ち合わせを行いますので、委員会室にお集まりください。本日は、お疲れさまでありました。

散 会 午後 4時30分

平成28年第4回伊仙町議会定例会

第 2 日

平成28年12月7日

平成28年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年12月7日（水曜日） 午後1時05分 開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 議案第78号 字の区域の変更（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第79号 伊仙町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第80号 シマグチの日に関する条例の制定（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第81号 伊仙町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第82号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第83号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第7 議案第84号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第8 議案第85号 伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第9 議案第86号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第10 議案第87号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第11 議案第88号 平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第12 議案第89号 平成28年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第13 議案第90号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第14 議案第91号 平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	稲隆仁君
総務課長	池田俊博君	未来創生課長	久保等君
税務課長	當吉郎君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	澤佐和子君	経済課長	元田健視君
建設課長	仲武美君	耕地課長	上木正人君
きゅらまち観光課長	佐藤光利君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	樺山明博君	教育長	直章一郎君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	水本斉君	ほーらい館長	中熊俊也君
選挙管理委員会書記長	鎌田重博君	総務課長補佐	田島輝久君

△開 会（開議） 午後 1時05分

○議長（琉 理人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第78号 字の区域の変更

○議長（琉 理人君）

日程第1 議案第78号、字の区域の変更について、補足説明があればこれを許します。

○耕地課長（上木正人君）

議案第78号、字の区域の変更について、補足説明をいたします。

この字の区域の変更につきましては、県営畑地帯総合整備事業、小島・河地地区、実施年度、平成12年度から平成27年度、地区面積が98haの土地改良事業完了に伴い、道路、水路の形状が変わりましたため、字の区域変更を行うものでございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第78号、字の区域の変更について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第78号、字の区域の変更について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第78号、字の区域の変更を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第78号、字の区域の変更は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第79号 伊仙町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定

○議長（琉 理人君）

日程第2 議案第79号、伊仙町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、補足説明があればこれを許します。

○農委事務局長（樺山明博君）

伊仙町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について。伊仙町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を別添のように制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めます。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第79号、伊仙町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

伊仙町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の条例制定において、質疑をいたします。

昨日、全員協議会の中で提案理由の説明をいただきましたが、1番の農業者の定数が1,100人以下という文面があります。そして中段のほうに、伊仙町の農業者数1,017人、この農業者という定義、専業農家なのか、あるいは例えばサトウキビをトラックの1、2台程度つくっているとか、あるいは牛を2、3頭飼っているとか、農業に従事しているということをいうのか、この農業者という点について、どういうふうに解釈すればいいのか、お願いいたします。

○農委事務局長（樺山明博君）

農業者数1,017人は、農業センサスの資料をもとに示してありますので、よろしく申し上げます。

○14番（美島盛秀君）

この定数の上限を決める条例ですけれども、例えば1番目のいずれかの農業委員会という文面の①農業者の数が1,100以下ということでありますので、伊仙町のこの農業者数は1,017人であります。あるいは②で、農地面積が1,300ha以下ですけれども、伊仙町の農地面積は2,540haというこの関連、農業者数とそれから土地の面積で、いずれかは適合する、いずれかはこの1,017農業者数を適用しない、どういう基準でこれを決めたのでしょうか。

○農委事務局長（樺山明博君）

これは、国の政令で決まっています、農業者数が1,100人以下の農業委員会の上限が14名、農地面積が2,540となっておりますいずれかの項目に当てはまればということになっております。

○14番（美島盛秀君）

そうしますと、これ伊仙町の場合は農地面積が1,300を上回って2,500、もう倍ですよ、言えね。そうすると、この14人だけで地区割りみたいにしてやると、この14人だけで間に合うのか。私はこの両方を両通り見た場合には、もうちょっと増やしてもいいのではないかと思います、そこらあたり検討しなかったのかどうかお尋ねいたします。

○農委事務局長（樺山明博君）

農地面積は2,540haになっていますが、後にあります農地最適化推進委員が新設されましたので、

これによりまず推進委員は6名となっておりますので、これで活動できると。これは、県の農業会議とも事前相談をして、打ち合わせ等もしてありますので大丈夫と思います。

○14番（美島盛秀君）

この農業委員においては予算が伴うわけですが、今までの、現在の農業委員会の予算、あるいは今後、来年4月以降のこの予算、比較した場合に、どの程度の差が出てくるでしょうか。

○農委事務局長（樺山明博君）

農地利用最適化推進委員が新設されましたので、これに伴いまして、農業委員の14名プラス6名掛ける活動費といたしまして月6,000円掛ける12カ月で144万4,000円という数字が上がっております。それと農業委員会の農業委員会交付金が出ます。本当は2,540ha、25名ですが上回り、財源の持ち出しが多くなるため、推進委員は6名としてあるところでございます。

○14番（美島盛秀君）

今、この伊仙町におきましては、もう農業抜きでは考えられない農業立町の町でもありますので、これからの農業委員会の果たす役割というのは、大きな点があると思います。そこらあたりを徹底した中で、今後農業委員会の活動が活発にできるようにお願いして終わります。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第79号、伊仙町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第79号、伊仙町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第79号、伊仙町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第80号 シマグチの日に関する条例の制定

○議長（琉理人君）

日程第3 議案第80号、シマグチの日に関する条例の制定について、補足説明があればこれを許します。

○社会教育課長（明 勝良君）

それでは、議案第80号、シマグチの日に関する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

本町固有の貴重な文化でありますシマグチが衰退しつつある現状を鑑み、全町民がシマグチのすばらしさ、大切さを認識するとともに、その保存、継承を図るためにシマグチの日を制定するものです。シマグチの日を2月18日、2月をシマグチ月間とするものでございます。

ご審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第80号、シマグチの日に関する条例の制定について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

私たちの時代は、ずっとシマグチで語ったら心も和むぐらいの、都会から帰って来た人たちとの関係もできたわけですが、最近あまりシマグチも知らないという若い人たちが増えて、また都会から来た人たちも、何か島に帰ってきてもとという点もあります。そういうようなことからすればやっぱり、昔懐かしいシマグチが使えると、復活していくということはすばらしいことだと思います。

そこで第3条の3、学校または集落、町はシマグチ月間中にシマグチの保存、継承を目的とした行事を行うということがあります。各小学校・中学校でも学習発表会と、シマグチを使ったシマグチ劇、どの小・中学校もやっていると思いますけれども、教育委員会の掌握している範囲内で学習発表会、あるいは8小学校、3中学校で今やっているのでしょうか。

○教育長（直章一郎君）

私が把握している時点では、阿権小、馬根小、そして面縄はよく校長がシマグチで朝礼とかいうのをしているようですけども、他の学校では、学校行事として、行なっているということはまだ把握しておりません。2校は把握しています。

○14番（美島盛秀君）

せっかくこの条例を制定するわけでありますので、全小・中学校でそういう行事等を組み入れてやっていただきたいわけですが、今言われた阿権小学校、仲島課長がPTA会長でよくシマグチを指導したりしてしまして、シマグチ劇をずっと計画してやっていました。

今でも島の方言のわかる期限付きの講師がいて、やっているみたいですが、やはり小・中学校には島出身の先生が少ないということで、地域の人たちが協力してやらないと、この学校でのシマグチの指導はできないという思いがしますが、そこで何か講師、月に一回とか、道徳の時間でもよろしいでしょうし、講師を島の人たちをそれぞれの小学校単位で、中学校単位で講師をお願いしてシマグチを指導できるシステムですか、カリキュラムをつくっていただければいいかと思っておりますけれども、そういう講師代の予算措置であるのか、あるいはボランティアをお願いしてもできるのか、

そこらあたりの考え方をちょっと伺いたいと思いますが。

○社会教育課長（明 勝良君）

ただいまの質疑にお答えをいたします。確かに、現在の小・中学校におきましては、島出身の教師の方々が少ないということで、なかなかシマグチを指導することができない状況にあるわけですが、今後、来年度等に向けて、この条例等をもとにしながら、ボランティアで指導していただける方を募集行なったりと、小・中学校に関しましては指導ができたというふうに思っております。

また、小・中学校以前の保育園、幼稚園、このところに行きますと、先生がほとんど島の方であると。若い方もいらっしゃいますが、島の方で、継続的に指導ができるというふうなことで、特に幼児期の時期に保育園、幼稚園の時期に、シマグチに慣れ親しんでいただくというふうな事業を今後展開していきたいというふうに思っているところです。

○14番（美島盛秀君）

そうですね。私も孫が1年生にいまして、全くシマグチを使ったことがなくてわからなかった。ところが、そのシマグチ劇を学習発表会でやったら立派にシマグチで発表していました。ですから、幼稚園の時期、あるいは小学校の時期、このあたりで教えていけば、記憶力もあるし、帰ってきても家で、「フッシュ」「ハンシャリ」とか言ったり、冗談を交えながらシマグチで話してくれます。ですから、ぜひそういう低学年、幼児期にシマグチが指導できるような、教えられるような今後のカリキュラム等を考えていただきたいと思います。終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第80号、シマグチの日に関する条例の制定について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第80号、シマグチの日に関する条例の制定を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第80号、シマグチの日に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第81号 伊仙町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第4 議案第81号、伊仙町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（池田俊博君）

議案第81号、伊仙町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

まず、第3条第5項において、委員の構成メンバーの変更、同条第6項において、委員の定数の定めを外し、任期を2年と定めるものであります。

この条例は、昭和62年に改正された経緯がありますが、以後、改正はされていなくて、この改正によって、この交通安全対策会議を駐在委員会や交通安全母の会、老人クラブ、町PTA連絡会、学校関係、交通安全協会、安全運転管理者協議会等、幅広く関係者の参加を呼びかけ、この会議をより充実したものとし、伊仙町交通安全計画の策定及びその実施を推進していくものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第81号、伊仙町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第81号、伊仙町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第81号、伊仙町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第81号、伊仙町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第82号 伊仙町税条例の一部を改正する条例

△ 日程第6 議案第83号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第5 議案第82号、伊仙町税条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第83号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の2件について、補足説明があればこれを許します。

○税務課長（當 吉郎君）

議案第82号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

国の所得税法等の一部改正に伴い、町民税、法人税、軽自動車税の関連する部分の一部を改正する内容となっております。

続きまして、議案第83号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、こちらも先ほどと同様に、国の所得税法等の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を定めるため、所要の改正を行うものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第82号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

私は全くのこういう税金条例等に素人でして、なかなかこういうのが出されてもなかなか理解しにくいんです。そこで、この条例のどこが大事なのか、どこをどういうふうに変えたのか、もうちょっと詳しい説明をお願いいたします。

○税務課長（當 吉郎君）

主に軽乗用車税等は文言等の違い、あとは環境等で排ガス等の規制で年度によっては車税が安くなるか、そういった文言等の内容でございます。あと、町民税、法人税、国民健康保険税など、課税の基準といたしまして、外国で設立をされた会社、あるいは銀行等の例えば株主配当金など、預貯金等の利子等で伊仙町の住民の方の部分が入ってきた場合は、所得税等に参入して、その課税をするというような内容が主です。

○14番（美島盛秀君）

今の説明は、これからそういう事例が発生した場合に、この税条例で変えてやっていると。今日のこの提案の中では、例えば所得税とかそういうのに関係なく軽自動車税が上がるとか下がるとかということじゃないわけですね。

○税務課長（當 吉郎君）

はい。

○14番（美島盛秀君）

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第82号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第82号、伊仙町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第82号、伊仙町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第83号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第83号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第83号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第83号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第84号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第8 議案第85号 伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第7 議案第84号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第8 議案第85号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の2件について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（池田俊博君）

議案第84号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

平成28年度人事院勧告に基づき、職員の給与等について改正するものであります。改正のポイントとして、まず給与に関して、民間事業所における賃金引き上げの動きを反映して、平成28年4月分の月例給から、平均708円、0.17%を引き上げる内容であります。

次に、期末勤勉手当においても、民間の支給状況に対応し、勤勉手当を4.20月から4.30月に改正するものであります。

また、今回は扶養手当についても勧告されております。これは女性の就労状況の変化に応じ、民間で配偶者に対する手当支給が減少傾向にあり、職員においても配偶者を扶養親族とする割合が減少傾向にあることから、配偶者に係る手当額を減額し、子育て支援策として、子に係る扶養手当の引き上げを行うものであります。

続きまして、議案第85号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

この改正条例も、平成28年度人事院勧告において、育児休業法改正の意見の申し出及び勤務時間改正の勧告を公表しました。

近年の少子高齢化の進展により、育児・介護と仕事との両立を支援することが我が国の重要な課題となっており、家族形態の変化や介護の状況に柔軟に対応できるように、民間労働法制では見直しが行われております。

この勧告では、公務においても同様な措置が確保されることの重要性に鑑み、まず1番目として介護休暇を1の要介護状態ごとに3回以下かつ合計6カ月以下の範囲内で指定、分割取得を可能にするということであります。

また2つ目として、日常的な介護ニーズに対応するため、職員が介護のため、勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できる介護時間を新設するということであります。

3番目として、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も、育児休業等の対象とすること等について制度化することとし、伊仙町においてもこの重要性を鑑み、今回改正を行うものであります。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第84号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

○9番（明石秀雄君）

1日において2時間を限度とする介護時間を設けますと、それは給与は減額されるのかどうか。

○総務課長（池田俊博君）

介護休暇におきましては、給与のほうは減額する、給与を支給しないということですので、そのような状況になると思います。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

今の説明によりますと、人事院勧告による言ったら賃上げと受けとめられますけども、やはり公務員というのは保障されています。一般の民間人と比べれば相当優遇されていると思います。

そこで、日頃から思っていますが、勤務時間内に喫煙場所でたばこを吸っているところ、かなり見受けられます。あるいは、私も朝早く議会の日は来ますが、もう勤務時間が始まる途端にもうたばこを吸っているのが見受けられる。このあたりもしっかりと勤務態度、勤務時間をきちんと決めて、たばこは休憩時間に吸うとか、そこあたりの綱紀肅正といたしましょうか、きちんとやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第84号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第84号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第84号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第85号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第85号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第85号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

異議なしと認めます。したがって議案第85号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

- △ 日程第9 議案第86号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）
- △ 日程第10 議案第87号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- △ 日程第11 議案第88号 平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第12 議案第89号 平成28年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）
- △ 日程第13 議案第90号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- △ 日程第14 議案第91号 平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（琉理人君）

日程第9 議案第86号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）、日程第10 議案第87号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第11 議案第88号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第12 議案第89号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）、日程第13 議案第90号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）、日程第14 議案第91号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）の6件について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（池田俊博君）

議案第86号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。第1条、既定の歳入歳出予算の総額55億4,304万5,000円に、歳入歳出それぞれ2億1,681万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を57億5,985万7,000円とするものであります。

予算書6ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書によって説明をいたします。

まず、歳入について。7款自動車取得税交付金、補正前の額1,000円に363万6,000円を増額し、363万7,000円とするものであります。

9款地方交付税、補正前の額29億9,249万2,000円に7,029万4,000円を増額し、30億6,278万6,000円とするものであります。

12款使用料及び手数料、補正前の額5,451万3,000円に、徳之島地域文化情報発信施設使用料112

万4,000円を増額し、5,563万7,000円とするものであります。

13款国庫支出金、補正前の額6億8,818万3,000円に5,460万9,000円を増額し、7億4,279万2,000円とするものであります。主なものとして、国庫負担金で障害者自立支援給付費、私立保育所児童措置費、児童手当負担金、国庫補助金で臨時福祉給付費、学校環境改善交付金、地方創生推進交付金等によるものであります。

14款県支出金、補正前の額4億9,282万3,000円に715万9,000円を増額し、4億9,998万2,000円とするものであります。主なものとして、県負担金で民生費で国庫負担金分の県負担分に子供のための教育保育給付費、また県補助金で青年就農給付費、農地集積協力金、松くい虫防除対策費、多面的支払交付金と、県委託金で海区漁業調整委員選挙費、海岸漂着物地域対策推進事業費等によるものであります。

16款寄附金、補正前の額1,820万7,000円に、きばらでえ伊仙応援寄附金115万7,000円を増額し、1,936万4,000円とするものであります。

17款繰入金、補正前の額1億1,597万6,000円に、きばらでえ伊仙応援寄附金より104万6,000円を増額し、1億1,702万2,000円とし、事業費としては、総務費、学習支援プロジェクト事業に充当するものであります。

18款繰越金、補正前の額2,593万6,000円に、平成27年度決算繰越額として1,262万7,000円を増額し、3,856万3,000円と確定するものであります。

19款諸収入、補正前の額5,023万6,000円に2,766万円を増額し、7,789万6,000円とするものであります。主なものとして、市町村振興基金交付金、建物災害共済給付金、徳之島愛ランド広域連合からの清算金などによるものであります。

20款町債、補正前の額5億5,137万2,000円に3,750万円を増額し、5億8,887万2,000円とするものであります。主なものとして、過疎対策道路整備事業、伊仙中学校校舎耐震補強事業によるものであります。

歳入合計55億4,304万5,000円に2億1,681万2,000円を増額し、57億5,985万7,000円とするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算書は7ページでございます。

1款議会費、補正前の額8,909万9,000円に、平成28年度人事院勧告による人件費20万円を増額し、8,929万9,000円とするものであります。

2款総務費、補正前の額7億4,810万9,000円に2,436万8,000円を増額し、7億7,247万7,000円とするものであります。主なものとして、人件費は人事院勧告によるものと、特別職分を調整いたしました。あと、電算システム関連経費、きばらでえ伊仙応援基金積立、地方創生支出新事業として、ほーらい館のバス購入、学習支援プロジェクト事業、さらにほーらい館や光伝送路の修繕費、海区漁業調整委員選挙費等によるものであります。

3 款民生費、補正前の額14億5,654万9,000円に6,500万1,000円を増額し、15億2,155万円とするものであります。主なものとして、障害者自立支援事業、臨時福祉給付金支給事業、児童手当、保育所児童措置費、地方創生関連事業として小さな拠点づくり推進事業費、保育施設支援事業費等によるものであります。

4 款衛生費、補正前の額5億7,681万6,000円に306万7,000円を減額し、5億7,374万9,000円とするものであります。主なものとして、海岸漂着物地域対策推進事業費、美しい村づくり推進事業、簡易水道事業繰り出し、地方創生推進事業として子育て支援推進事業等によるものであります。

5 款農林水産業費、補正前の額6億1,537万5,000円に3,532万円を増額し、6億5,069万5,000円とするものであります。主なものとして、青年就農給付金事業、散布車、営農センターの修繕費、農道維持補修費、サトウキビ産地確立緊急支援事業、農地集積支援金、地方創生推進事業として農業支援センター改修事業費等によるものであります。

6 款商工費、補正前の額2,363万9,000円に今回尼崎市における観光物産展及び東京で開催される徳之島祭りの補助金として60万円を増額し、2,423万9,000円とするものであります。

7 款土木費、補正前の額5億7,877万4,000円に5,110万4,000円を増額し、6億2,987万8,000円とするものであります。

主なものとして、過疎対策道路整備事業、道路維持補修費、定住促進住宅建設関連として、排水路の整備等によるものであります。

8 款消防費、補正前の額1億8,015万8,000円に、電波利用料として1万9,000円を増額し、1億8,017万7,000円とするものであります。

9 款教育費、補正前の額3億6,912万9,000円に、3,986万7,000円を増額し、4億899万6,000円とするものであります。

主なものとして、伊仙中学校耐震補強を国の2次補正、学校施設環境改善交付金でするものです。

さらに、地方創生推進事業として、多世代交流施設機能拡張備品購入等による増額等であります。

11 款公債費、補正前の額8億9,364万4,000円に、起債償還元金340万円を増額し、8億9,704万4,000円とするものであります。

歳出合計55億4,304万5,000円に、2億1,681万2,000円を増額し、57億5,985万7,000円とするものであります。

次に、予算書5ページをお開きください。

第2表、地方債の補正について、ご説明いたします。

起債の目的として、過疎対策事業債限度額2億5,820万円を2億7,820万円とし、学校教育施設整備事業債を新設し、1,750万円を新規に計上するものであります。

平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について、補足説明をいたしました。御審議賜わりますよう、よろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

平成28年度国保特別会計補正予算について、議案第87号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、補足説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額13億5,653万1,000円に、歳入歳出それぞれ5,095万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額14億748万6,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。

歳入につきまして、4款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金を1,589万4,000円増額して、2億6,241万円とするものであり、4款国庫支出金、2項国民健康保険助成費、1目財政調整交付金として1,267万5,000円を増額し、2億5,841万6,000円とするものであります。

また、5款の県支出金、2項県補助金、1目県調整交付金として686万5,000円を増額するものであり、6款療養給付費交付金、1項、1目療養給付費交付金として866万3,000円を減額、また7款、1項、1目前期高齢者交付金を934万7,000円増額し、7,649万2,000円とするものであります。

10款、2項基金繰入金、1目基金繰入として1,483万7,000円を増額し、2,096万2,000円とするものであります。

今回の基金繰入につきましては、8月に県が実施しました実地調査において、国保特会について、平成27年度の単年度収支が赤字となっており、決算補填を目的とした法定外繰入が、恒常的になっていることから、税制改正や保険税の適正な賦課、徴収、収納率向上による歳入の確保、保険事業による医療費適正化対策など、赤字解消に向けた抜本的な改善策を講じられるようにと、指導を受けておりました。基金を全額取り崩し、一般会計からの法定外繰入の解消に向けて、一つの取り組みとして実施します。

次に、6ページ歳出をお開きください。

主なものについて説明いたします。

2款の保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費を6,800万円増額し、2目退職被保険者等療養給付費1,100万円を減額するものであります。

また、2款、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費を1,600万円増額、2目退職被保険者等高額療養費を100万円減額するものであります。

一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費とも、当初予算が前年度より減額でスタートしておりますが、本町に限らず、他の自治体においても同様に、給付費が増加しており、本町におきましても、C型肝炎治療薬等高額薬剤や、がん治療費、また、心血管疾患等の重症化で増額しております。

11月末現在の6カ月間の医療費が、一般被保険者療養給付費で、前年度比較19%の増。一般被保険者療養費で36.44%の増。一般被保険者高額療養費で32.96%の増となっており、今後一層適正化に向けて、ジェネリック医薬品の普及や、若年者層からの重症化予防を図るなど、さらなる努力が必要と考えております。

また、3款、1項、1目後期高齢者支援金につきましては、特定健診特定保健指導の実施率の高

さなどもあり、加算減算結果、1,553万4,000円減額するものであり、6款、1項、1目介護納付金につきましても、586万6,000円減額するものであります。

続きまして、議案第88号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額10億982万3,000円に、歳入歳出それぞれ40万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を10億1,023万1,000円とするものであります。

5ページをお開きください。

歳入について、2款国庫支出金、1項国庫補助金、2目介護保険事業費補助金として7万3,000円を増額し、7款、1項、1目繰越金を33万5,000円増額するものであります。

続きまして、歳出6ページをお開きください。

主なものを説明いたします。

1款総務費、1項一総務管理費、1目一般管理費を徳之島地区介護保険組合負担金として1万2,000円、支店改修負担金として14万6,000円、合わせて15万8,000円を増額補正するものであります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目地域密着型介護サービス給付費として、認知症などの増加や制度に普及に伴い、3目地域密着型介護サービス給付費を1,000万円、居宅介護サービス計画給付費を200万円増額するものであります。

2款保険給付費、2項2目介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費について、地方創生事業等他の事業を活用しまして、予防事業を推進することなどにより、1目介護予防サービス給付費を2,000万円、7目介護予防サービス計画給付費を173万円減額するものであります。

また、予防事業の推進などにより、要支援者などの給付費は適正化されていますが、介護度が高い要介護3、4、5については、介護サービス費が増額していきまして、2款保険給付費、5項、1目高額医療合算介護サービス等費として250万円を増額、2款保険給付費、6項、1目特定入所者介護サービス費として720万円を増額、3目特定入所者介護予防サービス費を3万円増額するものであり、必要なサービスは提供することが望ましいのですが、今後介護予防をさらに力を入れて、介護給付費の適正化を図っていきたいと考えています。

以上、保健福祉課関連特別会計補正予算、補足説明を終わります。御審議賜われますよう、よろしく願いいたします。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

ほーらい館の清算について、説明いたします。

平成28年度徳之島交流ひろば・ほーらい館特別会計補正予算（第1号）、既定の歳入歳出予算の総額1億1,966万円に、歳入歳出それぞれ977万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億2,943万円とするものであります。

3ページの事項別明細をお開きください。

歳入、2款繰入金、補正前の額に944万6,000円を増額補正いたしまして、5,959万5,000円。

3 款繰越金の補正前の額に、32万4,000円を増額補正いたしまして、32万5,000円とするものです。歳入合計が、補正前の額1億1,966万円に、977万円を増額補正いたしまして、1億2,943万円とするものであります。

6 ページ、歳出をお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、主なものでは需用費の収税ですが、オープンして9年近くもなりまして、もうかなり施設やら、バスなんかの、老朽化が目立ちまして、その修繕費が主ですが、今回、補正に上げていて、一番大きいのが軟水器の交換です。これが756万円。軟水器といいますのは、プールや風呂などの水を、町水も使っていますが、地下水の容量が多くて、その地下水の硬水を軟水に変える機械で、これもかなり劣化し、水漏れ等が起こり、軟水に変える能力が落ちてきています。それで、このままほって置くと施設内の水が断水する可能性も出てきますので、今回は2基ありますが、そのうちひどい1基を交換するということです。

以上です。

○水道課長（喜 昭也君）

議案第90号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額5億6,546万6,000円に、歳入歳出それぞれ7,145万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を6億3,692万2,000円とするものでございます。

4 ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書からの、歳入から説明いたします。

2 款国庫支出金、補正前の額1億8,225万に、1,003万9,000円を増額補正し、1億9,228万9,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、東部・西部地区の老朽管更新事業、また東部地区増補改良事業に対する、補助事業に対する2次補正による、増額でございます。

次に、3 款繰入金、補正前の額8,165万5,000円に、62万9,000円を増額補正し、8,228万4,000円とするものでございます。これは、主に人事院勧告によります人件費でございます。

次に、6 款町債、補正前の額2億4,460万に、6,078万8,000円を増額補正し、3億538万8,000円とするものでございます。これも主に東部地区、西部地区の老朽管更新事業、また東部地区の増補改良事業に対する、補助事業に対する2次補正による、増額でございます。

次に、5 ページでございます。

歳出の説明をいたします。

1 款水道事業費、補正前の額5億1,702万6,000円に、7,145万6,000円を増額補正し、5億8,848万2,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、7 ページでございます。

1 目一般管理費、これにつきましては、人事院勧告による人件費が主でございます。

次に、2目西部地区基幹改良費、これにつきましては、犬田布集落の一部の地区の水圧対策費でございます。

次に、3目東部地区基幹改良事業、主なものといたしまして、15節の工事請負費、これにつきましては、東部地区老朽管更新事業の当初の要望額に対する、2次補正による増額でございます。

今後の工事の予定地区といたしましては、古里地区、東面縄地区、東西目手久地区の一部の老朽管更新を予定をしております。

次に、4目東部地区簡易水道増補改良事業費、これにつきましても、当初の予算額に対しての、2次補正分を調整したための減額でございます。

次に、3ページでございます。

第2表、地方債の補正について、説明いたします。

起債の目的、1、辺地債対策事業費、補正前の限度額9,090万円に、490万円を増額補正し、補正後の限度額を9,580万円とするものでございます。

2、公営企業債、補正前の額1億5,370万円に、5,588万8,000円を増額補正し、補正後の限度額を2億958万8,000円とするものでございます。

続きまして、議案第91号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）について、補足説明をいたします。

まず、資本的収入及び支出の補正の収入のほうから、説明させていただきます。

第1款資本的収入、既決の予定額4,054万3,000円に、1,000万円を増額補正し、5,054万3,000円とするものでございます。これにつきましては、企業債による収入でございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出6,339万1,000円に、1,000万円を増額し、7,339万1,000円とするものでございます。これにつきましては、馬根地区の建設課の道路改良事業に伴う、排水管の入れ替えを予定をしております。

以上、御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第86号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について、質疑を行います。

○4番（上木千恵造君）

一般会計補正予算（第7号）について、質疑を行います。

19ページの歳入のほうをお願いいたします。

19款の諸収入の建物災害共済給付金という、項目がございますけれど、これはどういう、項目のお金なのか、保険の簡保金なのか、お伺いします。

○総務課長補佐（田島輝久君）

平成24年度に起きた台風災害で、犬田布の住宅の災害に伴う保険給付金でございます。カメコと糸木名との2カ所の台風災害時のものです。

○4番（上木千恵造君）

わかりました。

次に、19ページをお願いいたします。

19ページの目20、農業支援センター改良事業費の備品購入費の1,500万円がありますけど、これはどういった備品を購入するのかお伺いいたします。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えいたします。

農業支援センター改良事業費の備品購入ですが、この事務所の机、椅子、あとプロジェクターとかいろいろな、細々とした備品を購入する予定にしております。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

これは、地方創生事業での計画である、農校跡地の農業支援センターの備品ということですか。

○経済課長（元田健視君）

そのとおりでございます。

○4番（上木千恵造君）

20ページの款7、土木費、過疎対策事業費の15、工事請負費2,000万円、これはどこの工事請負なのか、説明いただきます。

○建設課長（仲 武美君）

過疎対策事業費については、小学校の横の排水路の工事となりまして、28年度において170メートルほど行いますが、取り付けの関係と残りの部分の工事を行いたいと思っております。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

この2,000万円で、もう工事はほぼ完了ということですか。

○建設課長（仲 武美君）

排水路のほうにおいては、完成いたします。

○4番（上木千恵造君）

舗装工事が若干残っているような気がいたしますけど、この舗装工事についてはいつごろ着工の予定なのかお伺いいたします。

○建設課長（仲 武美君）

今年度においては、仮舗装を行いまして、次年度のほうに計画を立てているところであります。

○4番（上木千恵造君）

舗装については、もう来年度で全部完了ということになりますね。

○建設課長（仲 武美君）

今、調整をしているところでありまして、この社会的資本整備事業で何とかできないかなと考え

ております。

○4番（上木千恵造君）

よろしく願いいたします。

次に21ページ、土木費、定住促進住宅建設事業費の15、2、000万円計上されていますけど、これはどういうお金なのかご説明をお願いいたします。

○建設課長（仲 武美君）

これについては、阿三と阿権のほうに住宅ができますけれども、排水路等がございませんので、阿三のほう約200メートル、阿権のほうを約100メートルちょっとほど、排水路工事を行いたいというふうに計画をいたしております。

○4番（上木千恵造君）

阿権と阿三の排水の処理工事ということということですね。

この定住促進住宅につきましては、9月議会だったですか、たしか小島地区にも2戸造るという予定で説明がありましたけれども、現在の小島地区の進捗状況はどうなっているのかお伺いをいたします。

○建設課長（仲 武美君）

小島地区におきましては、現在、農振地除外を行っているところでありまして、仮契約等は結んでありますが、本契約のほうで、農振地除外が終わった時点で行うことしております。

○4番（上木千恵造君）

本年度中で間に合うのかどうか、予測でいいですけど、答弁をお願いいたします。

○建設課長（仲 武美君）

3月までにはできるかと思えます。

○4番（上木千恵造君）

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

平成28年度一般会計補正予算書（第7号）について、質疑をいたします。

歳出の11ページ、5目のきばらでえ伊仙応援基金事業の報償費、記念品代として30万円ありますけれども、この記念品について、今までにこのきばらでえ伊仙応援基金、ふるさと納税をやって、寄附をした額の何割ぐらいの記念品を送っているのでしょうか。

○未来創生課長（久保 等君）

今、ふるさと納税の寄附金に対しまして、返礼は約20%程度を返礼の品としております。

○14番（美島盛秀君）

20%、2割ということですけど、聞くところによりますと、全然来ないという人、例えば大阪あ

たり、関東あたり、全然1回ももらったことないよということも聞いたことがあります、そういう漏れ等がありますか。

○総務課長（池田俊博君）

きばらでえ伊仙応援基金のほうに入ってきて、今、コンビニ決済とかそういうのもありますので、入ってきて、それを確認して、歳入で入れて、すぐに担当の者たちが百菜のほうから、その寄附額に見合った物を必ず送っているということですので、今のところそういったところに関しては、役場自体は、それは聞いてはいたところでは。

○14番（美島盛秀君）

昨日の一般質問でも、百菜の件で質問をしましたが、その決算状況で精査をしなければいけないと、ならないという項目等もありますが、果してその百菜に頼んだその返礼品が送られているのかどうか、疑問な点も私はあるというふうに考えますけれども、そこらあたりしっかりと今後、精査をして、確認をしていただきたいと思います。

続いて、12ページの目10、徳之島交流ひろば、ほーらい館運営費の中で、節18の備品費900万円、バス購入費とありますけれども、現在、2台のバスで運行していると思いますが、このバスの代替でやるのか、あるいは3台を増やしてやるのか、内容についてお願いいたします。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

これは、地方創生推進交付金事業で、その対象になったということで、今3台ありますが、その1台は教育委員会がほしいというので教育委員会に1台やりまして、3台は置いておいておかないと、1つが故障したりしてやっぱり予備に1台は置いているような状態で、常時3台は必要であります。

○14番（美島盛秀君）

これは、一般会計からの持ち出しだと思いますが、今使っている代替じゃなくて、予備で買って置いておくということですか、今から。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

地方創生の補助対象になりましたので、それで購入するという事になった次第であります。

○14番（美島盛秀君）

地方創生交付金で買うということですね、わかりました。

15ページ、目14の臨時福祉給付金事業費、経済対策分とありますけれども、これ賃金とか、何か地域経済対策ということで、アベノミクス予算、そういう予算関連じゃないかと思いますが、この内訳について、どのような目的でこういう事業を行うのかお尋ねいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの質疑にお答えいたします。

今年度、高齢者に向けての3万円の給付金、または年金受給者の3万円の給付金、あと低所得者

向けの3,000円の給付金がありましたが、それに引き続き、経済対策分として、支給は来年度にまたありますが、実施されるものです。

消費税の引き上げに際し、低所得者の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的、臨時的な措置として実施する臨時福祉給付金経済対策分支給事業として今回、実施します。1万5,000円を今年度3,000円支給されている皆さんに、また支給がありません。

支給開始は来年の5月。2月下旬に申請書を発送しまして、3月上旬から受け付けを開始しまして、4月中旬から支給、5月いっぱい1万5,000円を支給することになっております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

要するに、福祉給付金を支給するための準備をするための準備金と受け取ればいいわけですね。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

おっしゃるとおりで、事務費としての予算でございます。

○14番（美島盛秀君）

その下の15目、小さな拠点づくり推進事業についても国庫支出金がありますが、この内訳についてお願いいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

目15、小さな拠点づくり推進事業費につきまして、ご説明いたします。

これは、地方創生推進事業の一環として実施します。2つ主にありまして、1つが包括支援センター公社委託実現可能調査委託費としまして、高齢者が元気で生き生きと生活できる仕組みづくりとして公社を立ち上げて、住民主体で活動展開できるようにするというのを目的に実施します。

今回、山崎亮先生を講師に3月にワークショップを行いまして、3年間協力をいただいて、人づくり、仕事づくり、校舎づくりを行っていく計画です。当初は、地域支援包括システムを念頭にワークショップを行い、伊仙町の課題を整理し、5年間で公社設立に向け、小さな拠点づくりプロジェクトを立ち上げ、事業の実現化に向けて、今年度は調査活動を行うものでございます。

もう一点ですけれども、賃金から報償費、役務費等に関しましては、介護予防園芸療法事業費として計上してございます。これは、伊仙町のほうで今、9月から12月にかけて健康運動インストラクター養成講座を行いまして、15名のインストラクターが誕生しております。このインストラクターの方々も協力いただきながら、今、週1回、ミニデイサービスをほーらい館のほうで実施しております。これをもう1回増やしまして、園芸療法も兼ねてということで、運動をしながら野菜づくりを計画しております。

1月から3月にかけて事業を行いまして、今、週1回のいきいき教室ですけれども、週2回という形で、高齢者の方々が集って体操をして、野菜をつくって、それを少し百菜とかに出荷させていただいて、少しそういう収益を上げるというか、そういったところをつくっていきいたいというふうに

思っております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

地方創生関連の交付金事業の中でやっているということでありまして、16ページの節18、備品購入費、公用車購入費というのがありますけれども、以前にもこの関連で2台の公用車を購入していると思います。

それで、今の説明では、高齢者に野菜をつくらせたり、そういう健康的な事業をやると、まさに地方創生の今の伊仙町の戦略の中に入っている事業だと思えますが、その場所とか人数とか、あるいはそういうのは決定しているのでしょうか。

それとか、その車の購入、これはその人たちを送り迎えしたりする、そういうのに使うための車でしょいか。詳しい説明をお願いします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

今の質疑にお答えいたします。

車に関しましては、前回にも2台補正で出ささせていただきましたけれども、あれに関しては今、包括とかで行っています送迎に関してとか訪問指導で、前の車がもう古くなっておりまして購入していただきましたが、今回のこの2台に関しましては、おっしゃるとおり送迎等で使う予定にしております。

いきいき教室、ミニデイサービスの実施に関しまして、送迎を行っておりまして、自分で来られる方に関しては来ていただいておりますが、集落のほうでなかなか参加できない方々は今、送迎用2人お願いをしております、その方々に送迎をお願いして、それでも間に合わなかったりするとかする場合に、この車を活用して送迎をする予定にしております。

あと、場所につきましてですけれども、まずはほーらい館を拠点にということですので、今、郵便局の近くに畑をお借りする予定にしております、その畑を使って百菜のほうとちょっと協力いただきまして、水とかその辺、農具の保管とか、その辺に関して保管庫をつくってやっていきたいというふうに思っております。

○14番（美島盛秀君）

すばらしい計画だと思います。いかんせんこういうバスとか備品というのは、公有財産に当たりますので、無謀な使い方じゃなくて、後の維持管理もまた大変ですので、丁寧に利用していただきたい。これは、そういう他の備品についても一緒ですが、大切に使用していただきたいと思えます。

次は、19ページの農林水産業費の目2、特定地域振興生産基盤整備事業ですが、今、役場のほうにはユンボがあると思えます。私も土曜日、日曜日に借りて、オペレーターを地元から探して行ないますが、そういう備品を各集落、地域に貸し出して、今後どんどん地域のそういうボランティア、結いの精神、そういうあたりも関連して進める必要があると思えますが、そういうときに、ここに原材料費というふうには書いてありますが、燃料費とかこういうのは出るのでしょうか。

○耕地課長（上木正人君）

美島議員の質問にお答えをいたします。

今、本町で所有しています重機に関しましては、希望がございましたら、貸し出しのほうは可能だと思っております。

また、燃料代とかそういったものに関しましても、できる範囲、協力していこうというふうな感じで思っております。

また、昨日から申しておりますように、多面的支払い交付金の中にも各団体のほうに交付金が支払いされておりますので、そちらも利用しながら、交互に使っていただければと思っております。

○14番（美島盛秀君）

明日からサトウキビの搬送も始まります。そのサトウキビの搬送が始まる前あたりから準備をして、影響がないようなことで早期にこういう予算は組んでいただきたいと思いますが、今後はそういうふうには予算化できるでしょうか。

○耕地課長（上木正人君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

9月議会でも500万の補正をさせていただきました。この500万でもいろいろ補修のほう回ってございますけども、これが足りないというふうなことで、現在でも、今、町内で大きな災害といえますでしょうか、補修箇所が7カ所上がってございますので、そちらのほうに使わせていただきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

続いて、20ページ、農林水産業費の目1の林業振興費、委託料の松くい虫の駆除委託ですけれども、これは以前からもう1年、2年前からいろいろ指摘をされている状況でありまして、既にもう伊仙町も大分食い荒らされております。

昨日の新聞だったですか、奄美市では、道路沿いの松が倒れてきて乗用車を直撃して補償金を出したという新聞記事が載っていましたが、やはり今後この松くい虫についてはもう既に枯れたのがいっぱいありますので、早急にこの道路沿いにある枯れた松については切り取ると、処分するということになると思いますけれども、こういう対策、予算等は検討されているでしょうか。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この林業振興費、松くい虫駆除委託料ですが、これは松くい虫に感染した松の伐倒する事業ですが、この事業では、私有地あと国有地にある分はその補助適用外という形になっております。私有地等は、その私有地の持ち主に基本伐倒してもらおうと。あと、国有地に関しても、町のこの補助を活用できないということになっております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

町道あるいは農道、このあたりの道路周辺のそういう木は適用できないというふうに受けとめていいわけですか。

○経済課長（元田健視君）

町有地等に係っている分は伐倒できます。ただ、私有地に生えている松等に関してはこの事業ではできないという形になります。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

農道とかあるいは町道は、ほとんど私有地に当たると思います。農道あたりは、ほとんど私有地になるとは思いますけれども、そこらあたりができなくなったら、例えば松くい虫にやられた松が倒れてきて車を直撃したりした場合は、その補償とか対策はどう考えていますか。

○経済課長（元田健視君）

その分に関しては、町有地から倒れた分に関しては町がしないといけないと思いますが、私有地の分は私有地、本人が実質的に管理をしないといけないということになっておりますので、この補償等は、町は多分そういった補償はする必要はないのかなと思います。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

これは、災害に当たるとは思いますので、ぜひ町で予算を今後組んで、もし、あつたらいけないわけですが、今後は、今ある松が倒れる可能性はあります。ですので、予算化できるように努めていただきたいと思います。

22ページ、学校教育費の目6、工事請負費の2,440万出ていますけれども、これはどこの学校でどのような工事でしょうか。

○教委総務課長（仲島正敏君）

ただいまの美島議員の質問にお答えいたします。

先ほど池田総務課長のほうからありましたように、伊仙中学校の耐震補強の工事並びにサッシの改良工事でございます。

○14番（美島盛秀君）

わかりました。

23ページ、目8の義名山公園管理費の補正が170万出ておりますけれども、備品購入費というふうになっていますが、毎回毎回思いますが、町民運動会の際などに事務室、本部の裏の倉庫兼トイレ、あそこが非常に使い勝手も悪いし、トイレに行っても臭いはするし、何か管理が行き届いていない、そしてもうかなり老朽化しています。ここらあたりの改修はできないものか、またその備品購入とはどういうのを買うのか、お尋ねいたします。

○社会教育課長（明 勝良君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、備品購入でございますが、義名山グラウンド並びに公園、非常に団体とか個人とかの利用が多くて、利用が高まっております。それで、今現在、乗用の芝刈り機が1台ございますが、購入後六、七年経過しているということで非常に故障が多くて、利用者の要望に応えられないことがあるということで、今回新しく乗用の芝刈り機を1台購入するということで170万円の備品購入を提案してございます。

また、管理棟等のことにつきましては、今現在29年度、来年度から新たに始まりますが、5年間の計画で義名山運動公園等の整備計画が予定をされております。順次、年次ごとにグラウンドの整備また管理棟、トイレ、そういったものの整備等につきまして計画を立ててやっていく予定でございます。

○14番（美島盛秀君）

備品購入は芝刈り機ですね、わかりました。それで、その管理棟の整備は29年度から公園整備事業でやるということですね、わかりました。

終わります。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第86号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第86号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

議案第87号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

先ほどの説明で、歳出の6ページ、保険給付費一般被保険者高額療養費で、相当な保険料の増額になっているという説明の中で、何か3項目、19%、36%、32%もアップしていると。もうちょっと詳しい説明をお願いできないでしょうか。もう一度お願いいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの美島議員の質疑にお答えいたします。

11月現在の6カ月間の医療費が、一般被保険者療養給付費で前年度比較19%増になっております。これが、先ほど申しましたとおり、C型肝炎治療薬等高額薬剤とかがん治療費とか心疾患等の、次の一般被保険者高額療養費も該当しますが、これが32.96%上がっておりますけれども、このような重症化した疾患に対する治療費が増えているのと、あと薬剤のほうも、全国的になんですけども、高額な薬剤、C型肝炎とか1人につき250万ほど薬剤だけで治療費かかっています、こういったことに関しての医療費が上がっております。

あと、退職者給付費に関しては減っているのですが、退職者に関しましては、27年度から65歳に達する方に関してまでは、33年度で0になりますが、その退職者保険制度がなくなっておりまして、この5年間の移行期間の方々が、今まで退職者で高額療養費かかっていた方々が65歳に到達されて一般国保に加入した際に高額療養を抱えている方がそのまま一般国保に入ってきているような形もありまして、今回19%の増になっているものと思われまして。

それから、一般被保険者療養費が36.44%増になっておりますが、これに関しましては、町内に2カ所、整骨院というかできておりまして、そういったところで、あと療養費が上がっているようなところ、これも全国的になんですけども、鍼灸とかそういったところで療養費が今上がっているところがあります。

それに対しての適正な指導とか、その辺も県からも来ておりまして、これは本当に全国的になんですけども、考えていかないといけないというところがあります。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

病気のことでありますから、あるいはけがとか治療のことで、どうしても医師の診断、治療を受けなければならぬ、最低限の個人個人の権利だとは思いますが、それをどうこの膨らんでいく給付費、これを減らすのか、そこらあたりの考えが私たちにはまだ理解が十分できないのですが、どう考えておりますか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの質疑にお答えいたします。

先ほど申しました若年から高血圧から治療始まりまして、脳卒中、心筋梗塞等重症化していくケースが多くありますので、やはり健診は特に受けていただいて、早期から予防していくところが重要かと思っておりますので、特定健診に関しましては60%、国保に関してはそうですけども、役場の職員も含め、社会保険の方々も含め、そういった指導を徹底していきまして、健診を受けて早期から予防をしていくということが重要かと思っています。

あと、そういう薬剤とかに関しましては、国のほうからちょっと、例えばC型肝炎が半額になったり、そういったものもありますので、そういう流れもあると思っておりますけれども、ジェネリック

医薬品になるべく利用していただくような案内とかそういうほうもやっておりますし、あと、療養費に関しましては、先ほども言いました指導とか、その辺のチェックをしっかりしていきたいというふうに思っております。

○14番（美島盛秀君）

要するに、健康を維持しなさいということですがけれども、そこらあたりがなかなか努力できない点で、財政に圧迫しているわけです。今後、町民の皆さんあるいは私個人も含めてなんですけれども、そういう健康増進には十分気をつけながら、自分のことは管理していかなければいけないということでもありますので、こういうことを町民の皆さんにもしっかりと周知させるような努力をまたお願いしたいと思っております。

終わります。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第87号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第87号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第87号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

議案第88号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第88号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第88号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第88号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

議案第89号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第89号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第89号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第89号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

議案第90号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第90号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第90号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第90号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

議案第91号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

○4番（上木千恵造君）

先ほど、馬根地区の道路舗装に伴う布設替工事という説明がありましたけれども、この馬根地区の舗装工事というのは、場所はどの辺でしょうか。

○水道課長（喜 昭也君）

馬根小学校から中部ダムのほうに向かってということです。

○4番（上木千恵造君）

今、義名山から続いている社会資本整備事業ですか、あの地区と重なると思いますが、それは大丈夫でしょうか。計画に入っていないでしょうか。

○建設課長（仲 武美君）

あの道が今年度あと3工区ありますけれども、集落等の要望で、集落のほうから中部ダムのほうに向かって舗装のやりかえをいたします。

○4番（上木千恵造君）

3月当初予算に、糸木名線から逆に馬根小学校のほうに工事をするような設計委託が出ていましたが、それは今度どのほうに向かうのですか、今の糸木名線から来る道路は。

○建設課長（仲 武美君）

糸木名からの線ですが、あの線については、馬根入り口から現在住宅をつくってありますけれども、あの手前までの計画で、来年から用地買収等、工事等入っていきます。

○4番（上木千恵造君）

あの線は、この義名山のほうには向かわなくて、阿権のほうに向かっていくということですか。

○建設課長（仲 武美君）

あの路線は、馬根入り口から現在住宅がありますが、あそこまでの計画となっております。

○4番（上木千恵造君）

役場のほうに向かってするということですね。終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第91号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第91号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第91号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（琉 理人君）

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等会議の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（琉 理人君）

日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、経済建設常任委員長、生活環境常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成28年第4回伊仙町定例会を閉会します。お疲れさまでございました。

閉 会 午後 3時01分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 琉 理 人

伊仙町議会議員 前 徹 志

伊仙町議会議員 明 石 秀 雄

